

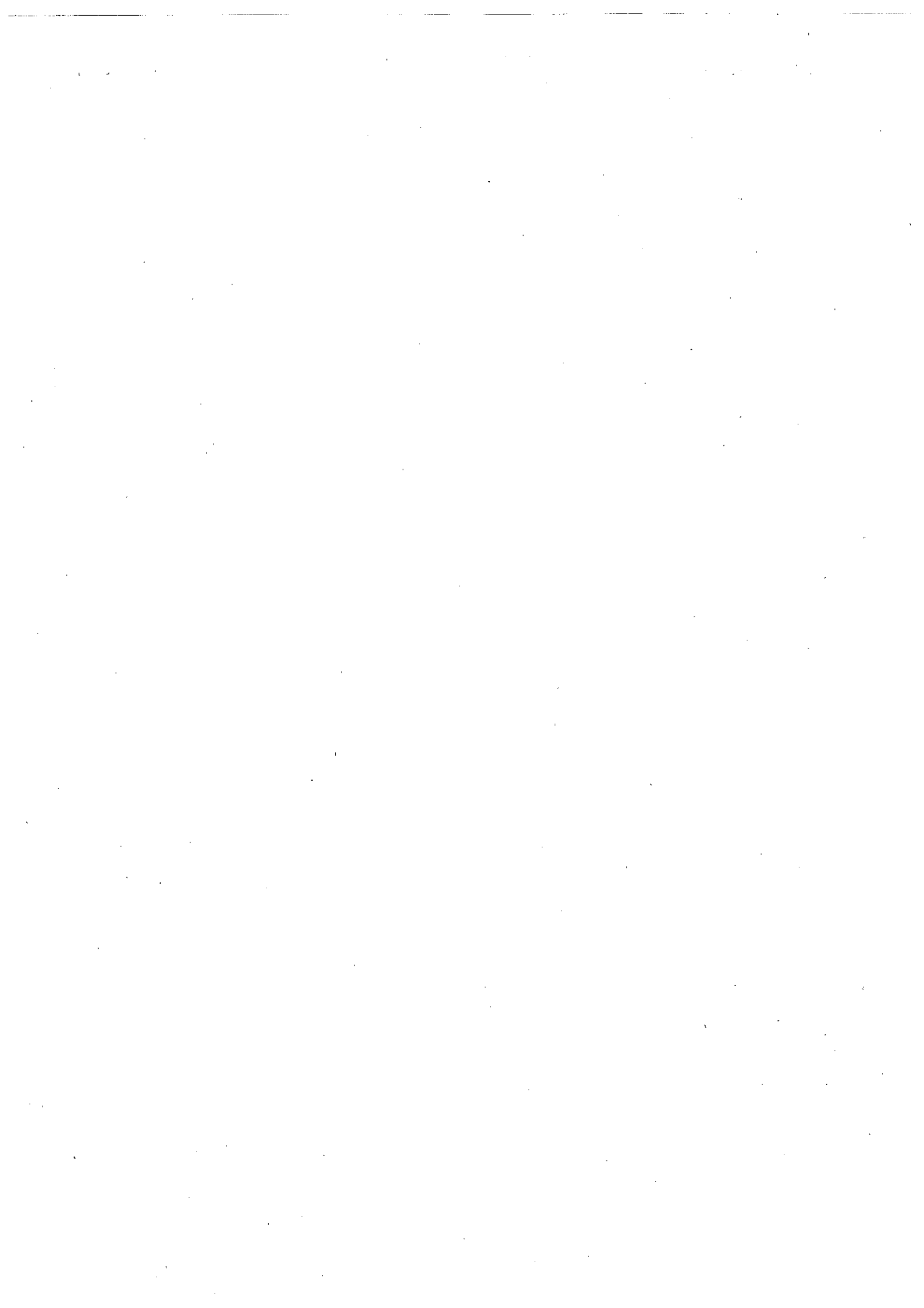
平成30年度
広島県道德教育研究協議会(第1回)
道德教育実践研究委員会(第1回)

資 料

平成 30 年6月 15 日(金)

みらさか学園
〔 三次市立みらさか小学校
三次市立三良坂中学校 〕

広島県教育委員会



学習指導要領改訂の方向性

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

どのように学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し
小学校の外国語教育の教科化，高校の新科目「公共（仮称）」の新設など
各教科等で育む資質・能力を明確化し，目標や内容を構造的に示す
学習内容の削減は行わない※

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点からの学習過程の改善
生きて働く知識・技能の習得など，新しい時代に求められる資質・能力を育成
知識の量を削減せず，質の高い理解を図るための学習過程の質的改善

主体的な学び

対話的な学び

深い学び

※高校教育については，盛大な事実的知識の暗記が大学入学選抜で問われることが課題になっており，そうした点を克服するため，重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

1

何ができるようになるか

新しい時代に必要となる資質・能力の育成

どのように学ぶか

「アクティブ・ラーニング」

「主体的・対話的で深い学び」

「考え、議論する道徳」

学習・指導改善の視点

2

「主体的な学び」の視点

- ・問題意識をもつ
- ・自分自身との関わりで考える
- ・自らを振り返る 等

「対話的な学び」の視点

- ・協働し、対話する
- ・多面的・多角的に考える
- ・学級経営の充実を図る 等

3

考え

「主体的な学び」

議論
する

「対話的な学び」

自分との関わりで捉え

多面的・多角的に考える

教師の明確な意図により「深い学び」へと向かう。

様々な場面、状況において、道徳的価値を実現するための問題状況を把握し、適切な行為を主体的に選択し、実践できるような資質・能力を育てる学習とする。

4

広島版「学びの变革」アクション・プラン

- コンピテンシーの育成を目指した主体的な学びの充実 -

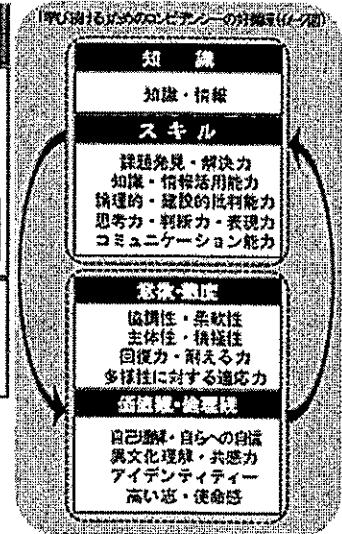
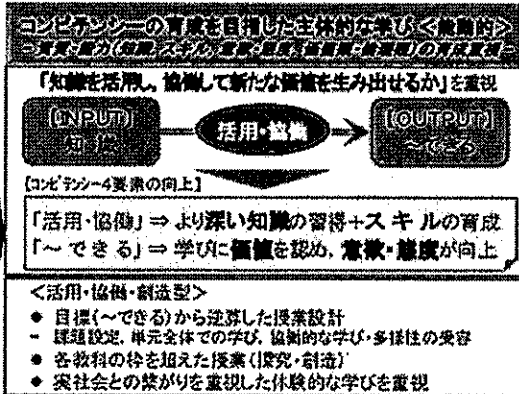
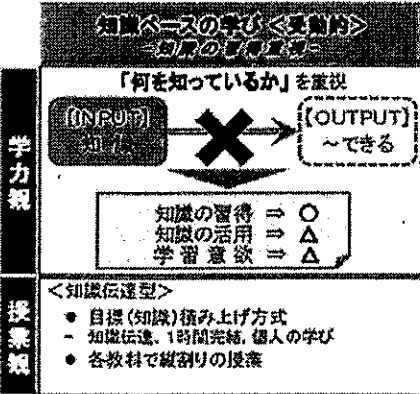
<背景>
 ○ グローバル化の進展などにより、あらゆる資源が国境を越えて行き交い、社会経済システムから一人一人の日常生活に至る広範な分野に影響（※経済活動がますます多岐に広がり高度化する先行不透明社会へ、※グローバル化の進展は都市部のみならず、中山間地も含め広島県全体の経済や生活に影響）
 ○ 一方で、少子化の影響により、広島県の成長・発展を支える人材の数が減少

グローバル化の進展や生産年齢人口が減少していく中で、「ピンチ」を「チャンス」に変えていくためには、「地域の成長・発展を支える人材」から「世界を舞台に活躍する人材」まで、厚みのある人材層の形成が不可欠

<育成すべき人材像>
 広島で学んだことに誇りを持ち、胸を張って「広島」、「日本」を語り、高い志のもと、世界の人々と協働して新たな価値(イノベーション)を生み出すことのできる人材

“変化の激しい社会を生き抜くことのできる資質・能力(学び続ける力)”の育成が必要

<これからの新しい教育の方向性- 学びの变革 ->



- <“知識を活用し、協働して新たな価値を生み出せるか”を重視した取組 >**
- ◎ 「課題発見・解決学習」 各教科で習得した知識やスキルを活用し、答えのない問題から最善解を創造
 - ◎ 「異文化間協働活動」 体験を通して、違いに気付き、多様性を受容する中でグローバルマインドの涵養や実践的なコミュニケーション力の向上を図る

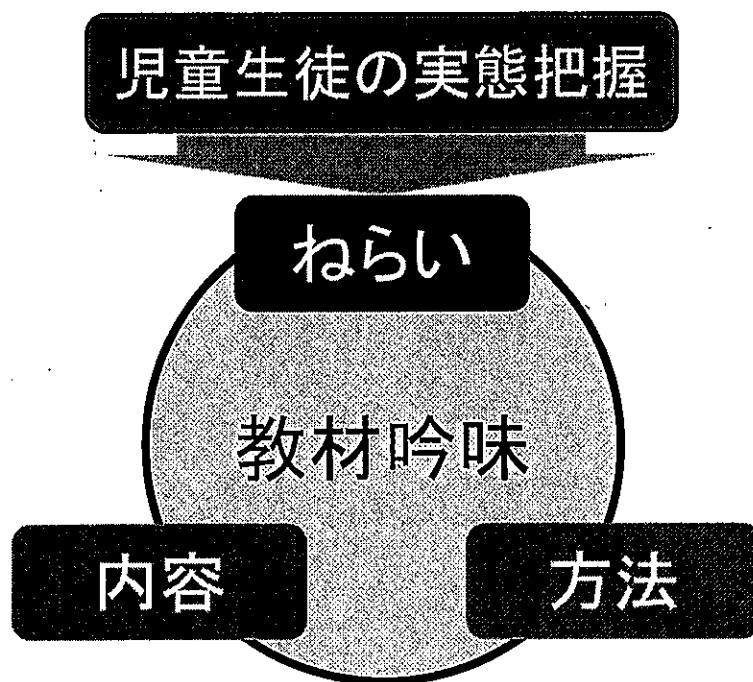
本県が目指す 広島版「学びの变革」

知識を活用して、
 様々な人々と協働しながら、
 解決策を見出し行動できる力 の育成を図る
主体的な学び



「何を知っているか」を重視した
知識ベースの学び

「ねらい」「内容」「方法」の一体化



7

道徳教育における評価の意義

教師

教師が指導の目標や計画、指導方法の改善・充実に取り組むための資料となるもの

児童生徒

自らの成長を実感し、意欲の向上につなげていくもの

指導に生かされ、児童生徒の成長につながる評価でなくてはならない。

指導と評価の一体化

8

道徳科の評価の在り方

- 数値による評価ではなく、記述式とすること
- 個々の内容項目ごとではなく、大きくりなまとまりを踏まえた評価とすること
- 他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として行うこと
- 学習活動において児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視すること
- 発達障害等のある児童生徒が抱える学習上の困難さの状況等を踏まえた指導及び評価上の配慮を行うこと
- 調査書に記載せず、入学者選抜の合否判定に活用することのないようにすること

9

組織的，計画的な評価の推進例

- 学年ごとに評価のために集める資料や評価方法等を明確にしておくこと
- 評価結果について教師間で検討し評価の視点などについて共通理解を図ること
- 評価に関する実践事例を蓄積し共有すること

妥当性

信頼性

自信

負担感
軽減

10

これから特に配慮すべきこと

そのような児童生徒の評価ができる道徳科の学習をしっかりと行っていかなければならない。

・道徳的諸価値の理解を基に、自己を見つめ、物事を(広い視野から)多面的・多角的に考え、自己の(人間としての)生き方についての考えを深める学習

指導と評価の一体化

11

道徳科の目標

第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を(広い視野から)多面的・多角的に考え、自己の(人間としての)生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

平成30年度広島県道徳教育研究協議会(第1回)

平成30年度道徳教育実践研究委員会(第1回)



【参考】

- 小・中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編
- 平成29年11月14日 小学校・中学校道徳教育指導主事連絡協議会 配付資料
- 平成29年度「ひろしま教育の日」フォーラム 基調講演資料
- 平成30年度 広島県教育資料
- 独立行政法人教職員支援機構 浅見教科調査官 資料「道徳科の授業の充実を図るために」

平成 30 年度「道徳教育改善・充実」総合対策事業 推進校・推進地域一覧

<メニュー 1> 推進校：小学校 4 校 中学校 3 校 高等学校 3 校

事務所等	市町等	学校	校種
西部	呉市	宮原中学校（継）	中
	熊野町	熊野第三小学校	小
芸北	安芸高田市	向原中学校（継）	中
東部	尾道市	因北小学校（継）	小
	世羅町	せらひがし小学校（継）	小
北部	庄原市	西城小学校（継）	小
	福山市	鳳中学校（継）	中
	県立	黒瀬高等学校（継）	高
		沼南高等学校	高
		宮島工業高等学校	高

<メニュー 2> 推進地域：3 中学校区

事務所	市町	中学校区	センター校	連携校	
西部	呉市	吉浦中学校区	吉浦中学校	吉浦小学校	
東部	府中市	上下中学校区	上下中学校	上下北小学校	上下南小学校
北部	三次市	三良坂中学校区 （継）	三良坂中学校	みらさか小学校	

<メニュー 3> 推進地域：2 中学校区

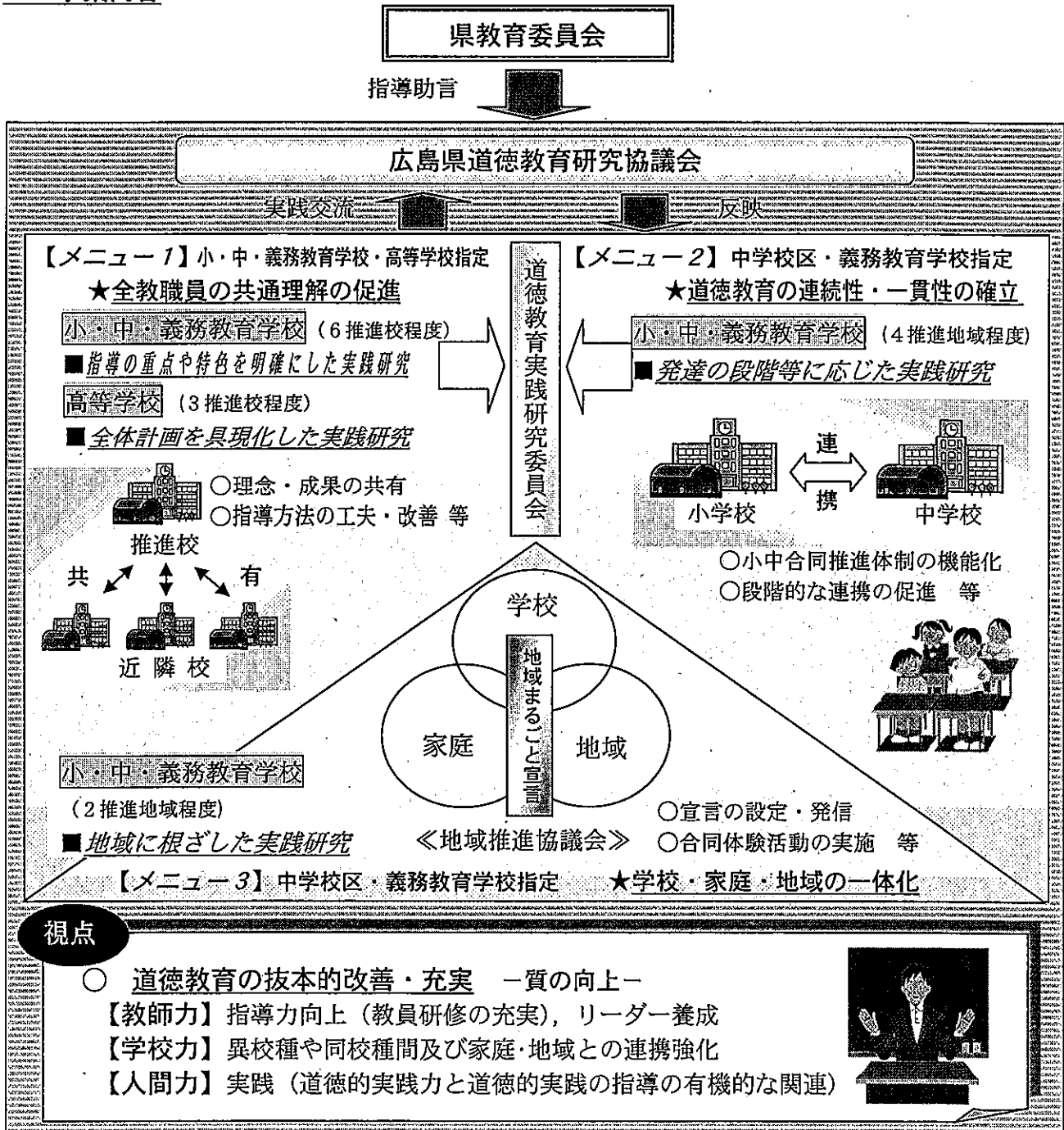
事務所	市町	中学校区	センター校	推進地域校	
西部	東広島市	豊栄中学校区	豊栄中学校	豊栄小学校	
	江田島市	江田島中学校区 （継）	江田島中学校	江田島小学校	切串小学校

「道徳教育改善・充実」総合対策事業

1 事業目的

平成27年3月27日の学習指導要領一部改正等において、従来の「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」と新たに位置付け、問題解決的な学習などの指導方法の工夫を図ることが示されたことなどを踏まえて、「考え、議論する道徳」へと質的に転換を図るため、改正学習指導要領を踏まえた効果的かつ多様な指導方法の普及等による教員の指導力向上、家庭・地域との連携強化などの地域の特色を生かした取組を推進する実践研究を行い、その成果を県内に普及することにより、本県道徳教育の一層の充実を図る。

2 事業内容



よりよい生き方を実践する力を育む道徳教育の推進による
児童生徒の豊かな心の育成

【メニュー1】小・中・高等学校道徳教育の実質的充実

◎目的

生命尊重，社会性，規範意識等の意識醸成などの今日的課題や各学校段階の指導の重点や特色を踏まえ，小学校・中学校・義務教育学校・高等学校において，近隣校との連携を通して，学校全体で取り組む道徳教育の実質的な充実を図るための実践研究を行う。その際，新学習指導要領（平成29年3月31日告示）や学習指導要領解説（平成29年7月）の趣旨を踏まえて行うこと。

◎内容

広島県道徳教育研究協議会，道徳教育実践研究委員会

実践交流

反映

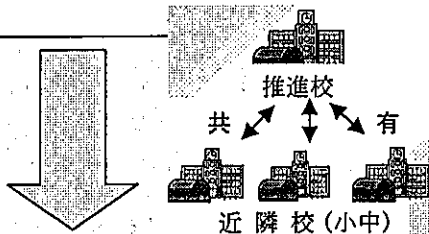
小・中・義務教育学校

【県内6推進校程度】

推進校 教師配置

■指導の重点や特色を明確にした実践研究

- 近隣校との連携体制の確立
- 指導内容の重点の明確化（生命尊重，社会性，規範意識等）
- 主体的な学びを促す指導方法や道徳科の趣旨を踏まえた評価に関する実践研究など



地域の実情や児童生徒の発達の段階に応じた指導事例の充実

連携



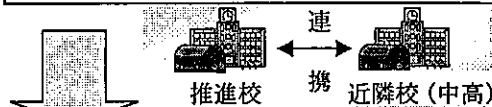
小・中・義務教育学校における道徳教育を基礎として

高等学校

【県内3推進校程度】

■全体計画を具現化した実践研究

- 全教師の協力・指導体制の確立
- 研修体制の充実（道徳教育の理解）
- 特別活動（ホームルーム活動）等を中核とした指導場面での教材や指導方法の開発 など



人間としての在り方生き方の自覚を深めるための指導事例の充実

実践交流 ↑ ↓ 反映

「高等学校道徳教育推進協議会」

事業ポイント

★全教職員の共通理解の促進

- 【連携・共有】近隣校等との連携体制の充実（好事例の共有化）
- 【開発・活用】主体的な学びを促す指導方法や道徳科の趣旨を踏まえた評価方法の開発



【メニュー2】 小中連携による道徳教育の充実・発展

◎目的

小・中学校段階・各学年段階において、より効果的な指導が行われるよう、児童生徒の発達の段階及び地域等の実情を踏まえ、異校種や同校種間等との連携による創意工夫を生かした道徳教育を推進するための実践研究を行う。その際、新学習指導要領（平成29年3月31日告示）や学習指導要領解説（平成29年7月）の趣旨を踏まえて行うこと。

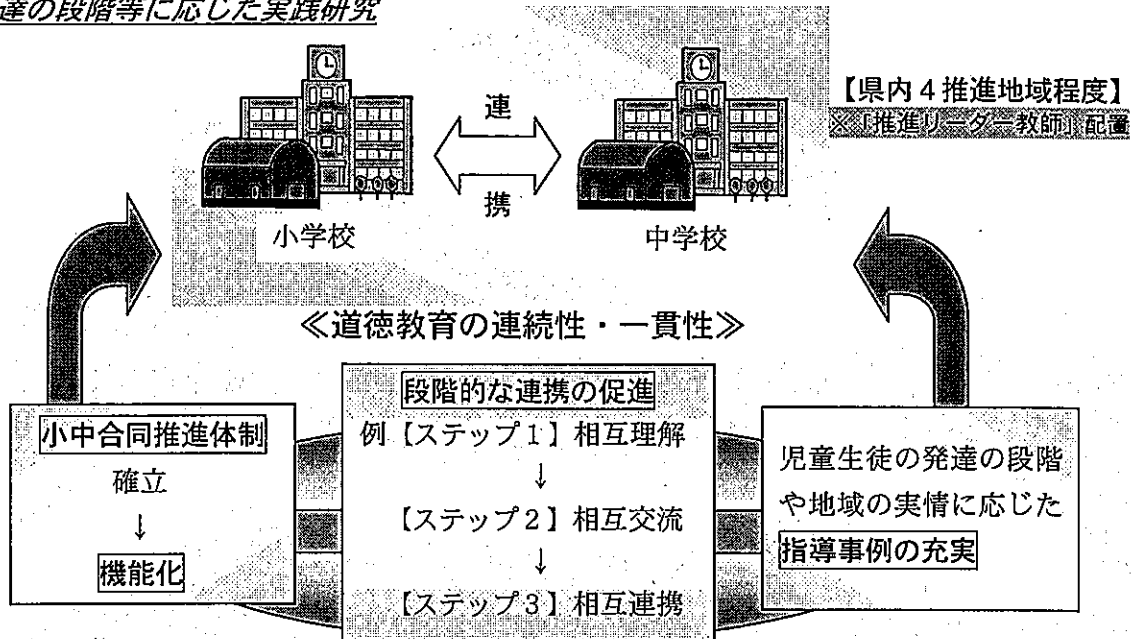
◎内容

広島県道徳教育研究協議会，道徳教育実践研究委員会

実践交流

反映

■ 発達の段階等に応じた実践研究



【取組事例】

- 重点項目の設定→「育てたい子供の姿」系統表の作成→その具現化
- 小・中・義務教育学校の教職員による協同的な指導方法の工夫→検証授業→評価・改善
- 中学校区としての道徳教育全体計画の作成→その具現化 など

☆共通理解
☆協力体制
の整備

事業ポイント

★道徳教育の連続性・一貫性の確立

【連携・系統】 異校種や同校種間，家庭・地域等との連携体制の充実

【開発・活用】 主体的な学びを促す指導方法や道徳科の趣旨を踏まえた評価方法の開発



【メニュー3】 学校・家庭・地域の連携による道徳教育の充実・発展

◎目的

小・中・義務教育学校が、家庭や地域と一体となった体験活動を行う中で、児童生徒の自尊感情を高め、社会参加の意欲や態度など豊かな心を育てるとともに、生徒指導上の諸問題の未然防止にも資するよう、学校と家庭や地域との連携による道徳教育を推進するための実践研究を行う。その際、新学習指導要領（平成29年3月31日告示）や学習指導要領解説（平成29年7月）の趣旨を踏まえて行うこと。

◎内容

広島県道徳教育研究協議会

実践交流

反映

■地域に根ざした実践研究

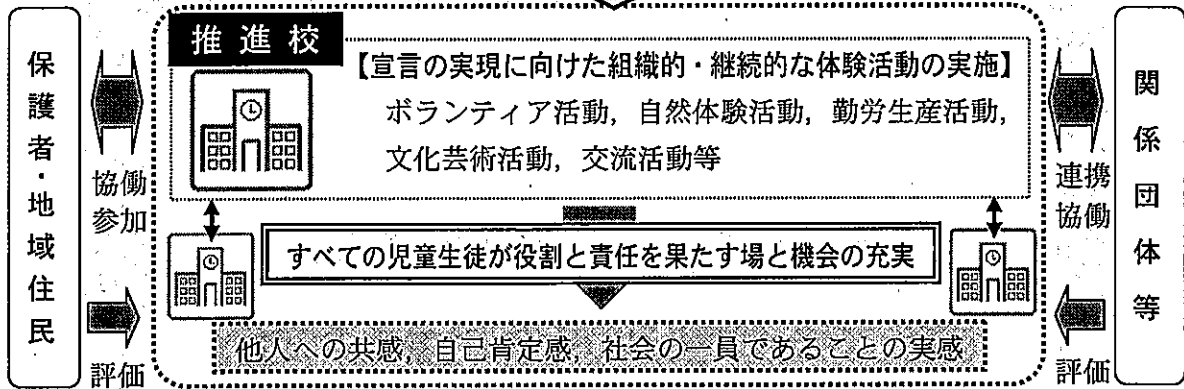
【業務内容】 **地域推進協議会** 中学校区・義務教育学校単位

- 「地域まるごと宣言」（学校・家庭・地域の共通の目標）の設定・発信
- 学校・家庭・関係団体等との連携・協働による活動の企画・運営、連絡調整及び検証等

【構成メンバー】

小・中・義務教育学校教職員、児童生徒、PTA関係者、公民館等関係者、おやじの会等青少年育成団体関係者、福祉・ボランティア団体関係者、自治会関係者、市町教育委員会事務局職員等

地域まるごと宣言



事業ポイント

★学校・家庭・地域の一体化

【連携・協働】地域の教育・文化づくり

【関連・補完】道徳教育と生徒指導との関連

＜豊かな心の育成と生徒指導上の諸問題の未然防止＞



平成 30 年度「道徳教育改善・充実」総合対策事業実施要項

広島県教育委員会

1 趣旨

平成 27 年 3 月 27 日の学習指導要領一部改正等において、従来の「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」と新たに位置付け、問題解決的な学習などの指導方法の工夫を図ることが示されたことなどを踏まえて、「考え、議論する道徳」へと質的に転換を図るため、改正学習指導要領を踏まえた効果的かつ多様な指導方法の普及等による教員の指導力向上、家庭・地域との連携強化などの地域の特色を生かした取組を推進する実践研究を行い、その成果を県内に普及することにより、本県道徳教育の一層の充実を図る。

2 事業内容

- (1) 広島県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、上記 1 に示す趣旨の下、文部科学省「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」を受託し、本事業を実施する。
- (2) 県教育委員会は、以下のア、イ及びウから内容を選択して行う市町、市町教育委員会（以下「市町教育委員会等」という。）への委託及び高等学校への指定により実施し、市町教育委員会等及び高等学校に当該事業に係る費用を、予算の範囲内で措置する。

ア 小・中・高等学校道徳教育の実質的充実に係る取組【メニュー 1】

(ア) 目的

生命尊重、社会性、規範意識等の意識醸成などの今日的課題や各学校段階の指導の重点や特色を踏まえ、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校において、近隣校との連携を通して、学校全体で取り組む道徳教育の実質的な充実を図るための実践研究を行う。その際、新学習指導要領（平成 29 年 3 月 31 日告示）や学習指導要領解説（平成 29 年 7 月）の趣旨を踏まえて行うこと。

(イ) 道徳教育研究指定校の指定

県教育委員会は、本事業を実施する学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校の中から選定する。以下「推進校」という。）として、小・中・義務教育学校から 6 校程度、また、高等学校から 3 校程度指定する。

なお、推進校は、先進校・先進地域の情報を取り入れ、近隣地域の実践拠点校としての役割を充分果たすよう努め、公開研究会などにより実践研究の成果を公表し、近隣地域をはじめ全県への普及を図る。

(ウ) 研究課題

推進校においては、道徳教育推進に係る全教職員の共通理解を促進し、近隣校との連携体制を確立させるとともに、主体的な学びを促す指導方法や道徳科の趣旨を踏まえた評価に関する実践研究（いじめ防止の観点も含む。）を行う。その際、地域等の実態を踏まえ、次に掲げる①～⑥の道徳教育の内容の重点化に関する研究課題を

1項目以上設定する。

- ① 自立心や自律性，生命を尊重する心を育む道德教育
- ② 共感する力や思いやりの心，協力し合う態度を育て，集団や社会の一員としての自覚と責任を育む道德教育
- ③ 善悪の判断，きまりの尊重などの規範意識を育む道德教育
- ④ 進んで人間関係をつくる力を育む道德教育
- ⑤ (小) 自己の生き方の自覚を深める道德教育
(中) 人間としての生き方の自覚を深める道德教育
(高) 人間としての在り方生き方の自覚を深める道德教育
- ⑥ その他

なお，高等学校においては，「倫理」や「現代社会」（公民科），「ホームルーム活動」（特別活動）を中核とした指導の創意工夫に意を用いる。

(エ) 担当教員（以下「推進リーダー教師」という。）の配置及び活動

<推進リーダー教師について>

- ① 推進リーダー教師は，小・中・義務教育学校の推進校に配置する。
- ② 推進リーダー教師は，原則学級担任にならない。
- ③ 推進リーダー教師は，週当たり原則10時間の授業を行う。その際，できるだけ，次の形態で授業を実施することが望ましい。次の形態によらない場合は，理由を明確にして事前に県教育委員会豊かな心育成課と協議し承認を得る。
 - 道德科（道德の時間）の授業において学級担任とともにティーム・ティーチング（以下，「TT」という。）を行う。
 - 全学級の道德科（道德の時間）の授業において学級担任とともにTTを行っても，週当たりの授業時間数が10時間に満たない場合は，道德以外の授業においてTTを行う。
- ④ 推進リーダー教師は，これらの学校体制及び近隣校との連携体制を確立するために，次の業務にあたる。
 - a 道德教育全体計画（別葉を含む。）及び道德科（道德の時間）の年間指導計画について実践研究し，一層の充実を図る。
 - b 全学年の道德科（道德の時間）の授業計画の立案及び授業に参画し，優れた授業が展開できるようにする。
 - c 近隣校及び地域・家庭との連携の窓口として，今日的課題を解決する道德教育の実質的な充実を図るため，積極的な取組を行う。
 - d 道德教育の校内研修の推進及び公開研究会に向けて企画・調整等にあたる。
 - e 県道德教育研究協議会及び道德教育実践研究委員会等に参加し，実践研究の報告等を行う。

<授業時数等について>

別途定める様式により推進リーダー教師の担当授業を明確に表示した時間割等を、別途定める日までに豊かな心育成課に提出する。また、年度途中で基本となる時間割等を変更する場合は、変更後2週間以内に時間割等を豊かな心育成課に提出する。

<活動実績記録簿について>

推進リーダー教師は、別途定める様式により活動実績記録簿を作成して活動状況を記録し、校長、教頭等に報告するとともに、県教育委員会に当該記録を求められた場合、速やかに提出しなければならない。

(オ) 研究の成果

事業開始時及び終了時に研究課題に応じたアンケート調査（既に実施している学校評価等と関連付けることや、「全国学力・学習状況調査」及び「広島県基礎・基本定着状況調査」の質問紙調査における項目を参考にすること等も考えられる。）を実施し、その結果の活用等により、客観的・定量的に把握するよう努める。

なお、県教育委員会は、別に定める様式により推進校の児童生徒及び教職員を対象とした意識調査を行う。

イ 小中連携による道徳教育の充実・発展に係る取組【メニュー2】

(ア) 目的

小・中学校段階・各学年段階において、より効果的な指導が行われるよう、児童生徒の発達の段階及び地域等の実情を踏まえ、異校種や同校種間等との連携による創意工夫を生かした道徳教育を推進するための実践研究を行う。その際、新学習指導要領（平成29年3月31日告示）や学習指導要領解説（平成29年7月）の趣旨を踏まえて行うこと。

(イ) 道徳教育研究指定地域の指定

県教育委員会は、中学校区・義務教育学校を単位とした小・中学校推進地域（以下「推進地域」という。）を4地域程度指定し、推進地域の中心となる学校を推進地域センター校（以下「センター校」という。）、その他の学校を推進地域連携校（以下「連携校」という。）ということとする。

なお、推進地域は、公開研究会などにより実践研究の成果を公表し、近隣地域をはじめ全県への普及を図る。

(ウ) 研究課題

推進地域においては、異校種、家庭・地域等との連携体制を充実させるとともに、主体的な学びを促す指導方法や道徳科の趣旨を踏まえた評価に関する実践研究（いじめ防止の観点も含む。）を行う。その際、地域等の実態を踏まえ、次に掲げる①～⑦の道徳教育の内容の重点化に関する研究課題を1項目以上設定する。

① 自立心や自律性、生命を尊重する心を育む道徳教育

- ② 共感する力や思いやりの心，協力し合う態度を育て，集団や社会の一員としての自覚と責任を育む道德教育
- ③ 善悪の判断，さまじりの尊重などの規範意識を育む道德教育
- ④ 進んで人間関係をつくる力を育む道德教育
- ⑤ 文化や伝統を大切に，郷土や国を愛する心を育む道德教育
- ⑥ 自己の生き方や人間としての生き方の自覚を深める道德教育
- ⑦ その他

(エ) 担当教員（以下「推進リーダー教師」という。）の配置及び活動

<推進リーダー教師について>

- ① 推進リーダー教師は，センター校に配置する。
- ② 推進リーダー教師は，原則学級担任にならない。
- ③ 推進リーダー教師は，週当たり原則10時間の授業を行う。その際，できるだけ，次の形態で授業を実施することが望ましい。次の形態によらない場合は，理由を明確にして事前に県教育委員会豊かな心育成課と協議し承認を得る。
 - センター校及び連携校の道德科（道德の時間）の授業において学級担任とともにティーム・ティーチング（以下，「TT」という。）を行う。
 - センター校及び連携校の全学級の道德科（道德の時間）の授業において学級担任とともにTTを行っても，週当たりの授業時間数が10時間に満たない場合は，センター校で道德以外の授業においてTTを行う。
- ④ 推進リーダー教師は，推進地域の道德教育の充実及び連携体制を確立するために，次の業務にあたる。
 - a 道德教育全体計画（別葉を含む。）及び道德科（道德の時間）の年間指導計画について実践研究し，一層の充実を図る。
 - b 全学年の道德科（道德の時間）の授業計画の立案及び授業に参画し，優れた授業が展開できるようにする。
 - c 推進地域及び地域・家庭との連携の窓口として，今日的課題を解決する道德教育の実質的な充実を図るため，積極的な取組を行う。
 - d 道德教育の校内研修の推進及び公開研究会に向けて企画・調整等にあたる。
 - e 県道德教育研究協議会及び道德教育実践研究委員会等に参加し，実践研究の報告等を行う。

<授業時数等について>

別途定める様式により推進リーダー教師の担当授業を明確に表示した時間割等を，別途定める日までに豊かな心育成課に提出する。また，年度途中で基本となる時間割等を変更する場合は，変更後2週間以内に時間割等を豊かな心育成課に提出する。

<活動実績記録簿について>

推進リーダー教師は、別途定める様式により活動実績記録簿を作成して活動状況を記録し、校長、教頭等に報告するとともに、県教育委員会に当該記録を求められた場合、速やかに提出しなければならない。

(オ) 研究の成果

事業開始時及び終了時に研究課題に応じたアンケート調査（既に実施している学校評価等と関連付けることや、「全国学力・学習状況調査」及び「広島県基礎・基本定着状況調査」の質問紙調査における項目を参考にすること等も考えられる。）を実施し、その結果の活用等により、客観的・定量的に把握するよう努める。

なお、県教育委員会は、別に定める様式により推進地域の児童生徒及び教職員を対象とした意識調査を行う。

ウ 学校・家庭・地域の連携による道德教育の充実・発展に係る取組【メニュー3】

(ア) 目的

小・中・義務教育学校が、家庭や地域と一体となった体験活動を行う中で、児童生徒の自尊感情を高め、社会参加の意欲や態度など豊かな心を育てるとともに、生徒指導上の諸問題の未然防止にも資するよう、学校と家庭や地域との連携による道德教育を推進するための実践研究を行う。その際、新学習指導要領（平成29年3月31日告示）や学習指導要領解説（平成29年7月）の趣旨を踏まえて行うこと。

(イ) 道德教育研究指定地域の指定

県教育委員会は、中学校区・義務教育学校を単位とした小・中学校推進地域（以下「推進地域」という。）を2地域程度指定し、推進地域内の小・中・義務教育学校を以下「推進地域校」ということとする。推進地域校の中心となる学校を推進地域センター校（以下「センター校」という。）ということとする。

なお、推進地域校は、公開研究会などにより実践研究の成果を公表し、近隣地域をはじめ全县への普及を図る。

(ウ) 地域推進協議会の設置

①推進組織

市町教育委員会は、事業を組織的、計画的、効果的に実施するため地域推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置するものとする。

②構成メンバー等

推進協議会は、推進地域内の小・中・義務教育学校教職員、児童生徒、PTA、公民館等関係者、福祉・ボランティアに関する団体、おやじの会など青少年育成団体関係者、自治会関係者及び市町教育委員会事務局職員等をもって構成し、推進協議会代表者及び推進地域校間の連携の中心となる推進地域校代表者をそれぞれ1名置くものとする。なお、推進地域校代表者は、センター校校長とする。

③業務

推進協議会は、連携・推進体制を整えるとともに、地域等の実態を踏まえ、学

校と家庭・地域社会の共通の目標となる「地域まるごと宣言」を設定・発信する。また、その宣言の実現に向け、学校、地域住民、関係団体等とが連携・協力した体験活動の実施のための企画・運営、連絡調整及び検証等を行う。

(エ) 推進地域校における取組

①推進体制

- 各学校には、学校間及び推進協議会等との連携の中心を担う体験活動推進教員を置く。なお、センター校の体験活動推進教員が推進地域校代表担当者となる。
- 体験活動推進教員と生徒指導主事との役割の違いを明確にし、それぞれの活動内容を全教職員に周知する。
- 生徒指導の三機能を生かした授業づくりや道徳教育、体験活動等に関する研修を定期的に行い、教員の指導力の向上を図る。

②体験活動

○実施方法

各教科や総合的な学習の時間、特別活動等の特性を考慮し、体験活動を教育課程に適切に位置付けて、原則として学校全体で実施する。その際、体験活動のねらいや内容等に応じて、週や月ごとに定例の実施日を決めるなどして年間を通じて継続的に実施したり、季節に応じて不定期に実施したりするなどの工夫を行う。また、実施に当たっては、推進地域内の複数の学校が合同で体験活動を実施することもできる。

○活動内容

推進協議会により企画された活動内容を受け、地域の人との交流やボランティア活動、勤労生産活動など、児童生徒が他者、社会、自然・環境とのかかわりの中で、達成感や自己の成長を実感し、自尊感情が高まるような継続的な体験活動を実施する。その際、児童生徒の発達段階を踏まえ、一人一人の個性や能力が生かされるよう多様な活動の場を用意するとともに、役割を与えることで児童生徒の興味・関心を引き出し、自発性を高めるなどの工夫を行う。

③事前学習及び事後学習の実施

○事前学習

体験活動における児童生徒の目的意識を高めるため、体験活動と各教科等のねらい及び学習内容との関連を明確にし、児童生徒に体験活動についてあらかじめ調べさせたり、活動計画を立てさせたりするなどの事前学習を実施する。

○事後学習

体験活動の効果を更に高めるため、各教科等において児童生徒に体験活動を振り返らせるなどの事後学習を実施する。

(オ) 研究の成果

事業開始時及び終了時に研究課題に応じたアンケート調査（児童生徒の自尊感情

並びに暴力行為及び不登校に関する生徒指導上の諸問題の実態等の集計を参考にすること等も考えられる。)を実施し、その結果の活用等により、客観的・定量的に把握するよう努める。

なお、県教育委員会は、別に定める様式により推進地域の児童生徒、教職員、保護者及び地域住民を対象とした意識調査を行う。

- (3) 県教育委員会は、推進校校長(メニュー1)、センター校校長(メニュー2・3)、推進校担当者(メニュー1)、センター校担当者(メニュー2・3)、県教育委員会関係者等により構成する道徳教育研究協議会を設置し、研究成果の報告等を行う。
- (4) 県教育委員会は、推進校担当者(メニュー1)、センター校担当者(メニュー2)、県教育委員会関係者等により構成する道徳教育実践研究委員会を設置し、児童生徒の発達の段階及び地域等の実情を踏まえ、効果的な指導方法等の実践研究や授業研究などを通じて教員の指導力の向上に資する実践研究を行い、その成果を普及する。
- (5) 推進地域及び推進校は、児童生徒の発達の段階及び地域等の実情を踏まえ、効果的な指導方法等の開発や共有などを通じて教員の指導力の向上に資するとともに、児童生徒のよりよい生き方を実践する力を育む道徳教育を推進するための実践研究を行い、その成果を普及する。
- (6) 推進地域及び推進校は、学校教育関係者のほか、保護者、社会教育関係者、福祉・ボランティア等に関する団体をはじめ各種団体の関係者、学識経験者、その他道徳教育を推進する上で必要な者と連携・協力し、実践研究を行う。
- (7) 推進地域及び推進校は、県教育委員会の求めに応じて県教育委員会が主催する研修等に協力するとともに、道徳教育にかかわる教育活動の公開を積極的に進め、研究成果の普及を図る。
- (8) 県教育委員会は、推進地域及び推進校並びにその関係市町教育委員会に対し、本事業の実施に関して必要な指導・助言を行う。

3 市町教育委員会等による事業の実施

前記1, 2に定めるほか、推進地域における委託による事業の実施については、別紙「平成30年度『道徳教育改善・充実』総合対策事業委託要項」による。

4 県立学校における事業の実施

(1) 指定等

ア 本事業を希望する県立学校は、別紙様式1・2により実施計画書等を作成し、県教育委員会に提出する。

イ 県教育委員会は、前記アにより提出された実施計画書等を審査の上、その内容が適切であると認めた場合、推進校を指定し、支援のための所要額を決定する。

(2) 指定期間

指定期間は、県教育委員会が指定した日から同日を含む年度の2月25日（週休日の場合は翌授業日）までとする。

（3）事業の経費等

県教育委員会は、事業実施計画の内容等を総合的に勘案し、本事業の実施に必要な経費のうち、別紙「実施計画書作成の留意点と経費項目等について」に掲げる経費については、予算の範囲内で推進校に令達する。

推進校は、10月末現在の経費処理状況について、別紙様式3により「経費中間処理状況」を作成し、支出を証する書類の写を添付の上11月13日（週休日の場合は翌授業日）までに県教育委員会に提出する。

（4）事業完了の報告等

ア 推進校は、委託事業の終了後、別紙様式4により「完了報告書」を、別紙様式5により「経費処理状況」及び支出を証する書類の写を添付し、事業年度の2月25日（週休日の場合は翌授業日）までに県教育委員会に提出する。

イ 推進校は、事業開始時及び終了時に研究課題に応じたアンケート調査（すでに実施している学校評価等と関連付けることなども考えられる。）を実施し、その活用等を含む、事業を通じた成果や課題についてとりまとめた成果報告書を作成し、前記アによる期限までに県教育委員会に提出する。

ウ 県教育委員会は、完了報告書等のほか、必要に応じて推進校の取組及び経費処理状況について確認するための資料を求めることができる。

エ 報告書等の記載内容及び添付資料は、県教育委員会、文部科学省において、ホームページ等により公表することを予定している。

5 その他

（1）県教育委員会は、必要に応じて、本事業の実施状況及び経費処理状況について実態調査を行う。

（2）この要項に定めのない事項で事業の実施に必要な事項は、必要に応じて、県教育委員会が別に指示する。

（3）国の予算等の事情により、本事業の内容変更もあり得る。

附則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

文科省委託「道徳教育改善・充実」総合対策事業

指定校・指定地域及び指定校の研究内容・課題一覧

《メニュー1》 小・中・高等学校道徳教育の実質的充実に係る取組

指定校・指定地域		研究主題	研究公開日
西部	呉市立宮原中学校 (※継続)	自己肯定感・自己有用感を高める道徳教育の在り方 ～地域の教材を生かした地域愛・郷土愛の育成を通して～	10/23(火)
	熊野町立熊野第三小学校	自己を見つめ、よりよい人間関係を築こうとする児童の育成 ～道徳的価値を深める対話や振り返りを通して～	12/6(木)
芸北	安芸高田市立向原中学校 (※継続)	自他を認め合い、お互いを大切にして、仲間と共によりよく生きようとする生徒の育成 ～「考えを深める」道徳の授業づくりと評価を通して～	12/14(金)
東部	尾道市立因北小学校 (※継続)	自己を見つめ、自己の生き方について考える主体的な学びの創造 ～カリキュラム・マネジメントを生かした道徳教育の推進を通して～	11/19(月)
	世羅町立せらひがし小学校 (※継続)	自己を見つめ、よりよく生きようとする児童の育成 ～“かかわり”の中でより深める道徳科の指導と評価の工夫を通して～	10/18(木)
北部	庄原市立西城小学校 (※継続)	ふるさとの学びを生かし、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養う児童の育成 ～西城の「ひと」「こと」「もの」を生かした道徳教育の創造～	10/25(木)
福山市	福山市立鳳中学校 (※継続)	自ら感じ、考え、行動化できる生徒を育てる道徳教育の創造	10/31(水)
県立	沼南高等学校	自己肯定感を高め、自他ともに大切にする生徒の育成 ～地域との交流・体験活動から学ぶ～	11/6(火)
	黒瀬高等学校 (※継続)	「働くことの意義」を探究し、自らの生き方・在り方の自覚を深めるカリキュラムの工夫 ～総合的な学習の時間における養訓の取組を中心として～	1/30(水)
	宮島工業高等学校	地域貢献を進める中で、責任感や協調性を育成する道徳教育 ～地域に愛される学校づくりを通して～	12/13(木)

文科省委託「道德教育改善・充実」総合対策事業

指定校・指定地域及び指定校の研究内容・課題一覧

《メニュー2》小中連携による道德教育の充実・発展に係る取組（☆：センター校）

指定校・指定地域		研究主題	研究公開日
西部	呉市立吉浦中学校区 ・吉浦小学校 ☆吉浦中学校	地域の伝統や文化を大切にし、郷土や国を愛する心を育む道德教育 ～小中一貫教育の中で道徳的実践力の育成を図ることを通して～	11/2(金)
東部	府中市立上下中学校区 ・上下北小学校 ・上下南小学校 ☆上下中学校	「学びに向かう力」を育成する授業の創造 ～「課題発見・解決学習」における「対話的な学び」を通して～	11/6(火)
北部	三次市立三良坂中学校区 ・みらさか小学校 ☆三良坂中学校	自己を見つめ よりよく生きようとする力を育む道德教育 ～小中をつなぐ主体的・対話的で深い学びの授業づくりと評価を通して～	10/5(金)

《メニュー3》学校・家庭・地域の連携による道德教育の充実・発展に係る取組（☆：センター校）

指定校・指定地域		地域まるごと宣言	研究公開日
東部	東広島市立豊栄中学校区 ・豊栄小学校 ☆豊栄中学校	豊栄で育む 心豊かな子供達	11/20(火)
北部	江田島市立江田島中学校 区 ・切串小学校 ・江田島小学校 ☆江田島中学校	かかわり 学び 高め合う	1/29(火)

文科省委託「道徳教育改善・充実」総合対策事業

指定校・指定地域及び指定校の研究内容・課題一覧

《メニュー1》 小・中・高等学校道徳教育の実質的充実に係る取組

指定校・指定地域		研究主題	研究課題
西部	呉市立宮原中学校 (※継続)	自己肯定感・自己有用感を高める道徳教育の在り方 ～地域の教材を生かした地域愛・郷土愛の育成を通して～	⑤人間としての生き方の自覚を深める道徳教育
	熊野町立熊野第三小学校	自己を見つめ、よりよい人間関係を築こうとする児童の育成 ～道徳的価値を深める対話や振り返りを通して～	②共感する力や思いやりの心、協力し合う態度を育て、集団や社会の一員として自覚と責任を育む道徳教育 ⑤自己の生き方の自覚を深める道徳教育
芸北	安芸高田市立向原中学校 (※継続)	自他を認め合い、お互いを大切にして、仲間と共によりよく生きようとする生徒の育成 ～「考えを深める」道徳の授業づくりと評価を通して～	②共感する力や思いやりの心、協力し合う態度を育て、集団や社会の一員としての自覚と責任を育む道徳教育
東部	尾道市立因北小学校 (※継続)	自己を見つめ、自己の生き方について考える主体的な学びの創造 ～カリキュラム・マネジメントを生かした道徳教育の推進を通して～	⑤自己の生き方の自覚を深める道徳教育 ⑥自己肯定感を高める道徳教育
	世羅町立せらひがし小学校 (※継続)	自己を見つめ、よりよく生きようとする児童の育成 ～“かかわり”の中でより深める道徳科の指導と評価の工夫を通して～	④進んで人間関係をつくる力を育む道徳教育 ⑤自己の生き方の自覚を深める道徳教育
北部	庄原市立西城小学校 (※継続)	ふるさとの学びを生かし、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養う児童の育成 ～西城の「ひと」「こと」「もの」を生かした道徳教育の創造～	②共感する力や思いやりの心、協力し合う態度を育て、集団や社会の一員としての自覚と責任を育む道徳教育 ⑤自己の生き方の自覚を深める道徳教育
福山市	福山市立鳳中学校 (継続)	自ら感じ、考え、行動化できる生徒を育てる道徳教育の創造	②共感する力や思いやりの心、協力し合う態度を育て、集団や社会の一員としての自覚と責任を育む道徳教育
県立	沼南高等学校	自己肯定感を高め、自他ともに大切に作る生徒の育成 ～地域との交流・体験活動から学ぶ～	①自立心や自律性、生命を尊重する心を育む道徳教育 ②共感する力や思いやりの心、協力し合う態度を育て、集団や社会の一員としての自覚と責任を育む道徳教育 ④進んで人間関係をつくる力を育む道徳教育 ⑥学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育
	黒瀬高等学校 (※継続)	「働くことの意義」を探究し、自らの生き方あり方の自覚を深めるカリキュラムの工夫 ～総合的な学習の時間における養訓の取組を中心として～	⑤人間としての在り方生き方の自覚を深める道徳教育
	宮島工業高等学校	地域貢献を進める中で、責任感や協調性を育成する道徳教育 ～地域に愛される学校づくりを通して～	⑤人間としての在り方生き方の自覚を深める道徳教育

【研究課題について】

- ① 自立心や自律性、生命を尊重する心を育む道徳教育
- ② 共感する力や思いやりの心、協力し合う態度を育て、集団や社会の一員としての自覚と責任を育む道徳教育
- ③ 善悪の判断、きまりの尊重などの規範意識を育む道徳教育
- ④ 進んで人間関係をつくる力を育む道徳教育
- ⑤ (小)自己の生き方の自覚を深める道徳教育
(中)人間としての生き方の自覚を深める道徳教育
(高)人間としての在り方生き方の自覚を深める道徳教育
- ⑥ その他

文科省委託「道德教育改善・充実」総合対策事業

指定校・指定地域及び指定校の研究内容・課題一覧

《メニュー2》小中連携による道德教育の充実・発展に係る取組

指定校・指定地域	研究主題	研究課題
西部 呉市立吉浦中学校区 ・吉浦小学校 ☆吉浦中学校	地域の伝統や文化を大切にし、郷土や国を愛する心を育む道德教育 ～小中一貫教育の中で道徳的実践力の育成を図ることを通して～	②共感する力や思いやりの心、協力し合う態度を育て、集団や社会の一員としての自覚と責任を育む道德教育 ⑤文化や伝統を大切にし、郷土や国を愛する心を育む道德教育
東部 府中市立上下中学校区 ・上下北小学校 ・上下南小学校 ☆上下中学校	「学びに向かう力」を育成する授業の創造 ～「課題発見・解決学習」における「対話的な学び」を通して～	⑥自己の生き方や人間としての生き方の自覚を深める道德教育
北部 三次市立三良坂中学校区 ・みらさか小学校 ☆三良坂中学校	自己を見つめ よりよく生きようとする力を育む道德教育 ～小中をつなぐ主体的・対話的で深い学びの授業づくりと評価を通して～	② 共感する力や思いやりの心、協力し合う態度を育て、集団や社会の一員としての自覚と責任を育む道德教育 ⑥自己の生き方や人間としての生き方の自覚を深める道德教育

☆センター校

【研究課題について】

- ① 自立心や自律性、生命を尊重する心を育む道德教育
- ② 共感する力や思いやりの心、協力し合う態度を育て、集団や社会の一員としての自覚と責任を育む道德教育
- ③ 善悪の判断、きまりの尊重などの規範意識を育む道德教育
- ④ 進んで人間関係をつくる力を育む道德教育
- ⑤ 文化や伝統を大切にし、郷土や国を愛する心を育む道德教育
- ⑥ 自己の生き方や人間としての生き方の自覚を深める道德教育
- ⑦ その他

《メニュー3》学校・家庭・地域の連携による道德教育の充実・発展に係る取組

指定校・指定地域	地域まるごと宣言	活動方針
西部 東広島市立豊栄中学校区 ・豊栄小学校 ☆豊栄中学校	豊栄で育む 心豊かな子供達	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での体験活動や地域の方とのかかわりを通し、めざす児童生徒像である「自ら考えてよりよく行動できる児童生徒」を育成する。 ・道德教育を充実させ、豊かな心を育成することにより、生徒指導上の諸問題を未然に防止する。 ・9年間の小中連携教育による系統的な取組により、育てたい資質・能力である「自ら考えて、よりよく行動する力」を育成する。
西部 江田島市立江田島中学校区 ・切串小学校 ・江田島小学校 ☆江田島中学校	かかわり 学び 高め合う	<ul style="list-style-type: none"> ・江田島市教育委員会、eスポーツ、江田島町自治会、食育推進協議会等との連携を図りながら「自然体験学習」「ボランティア学習」「食育学習」等を計画的・系統的に展開することで、地域・保護者・児童生徒のかかわりやつながりの深化とともに、児童生徒に自信をもたせ、「人としての思いやり」を醸成する。 また、地域温教育力を活かした総合的な学習の時間の地域学習を通して、地域の「ひと・もの・こと」への理解を深め、地域を誇れる児童生徒を、9年間を見通した指導で育成する。 これらの体験活動を通じた学びと道德教育との関連を整理しながら、児童生徒の豊かな心を育てるとともに生徒指導上の諸問題の未然防止を図る。 また、次のような前年度のまとめを生かした研修を推進する。 ・道德性の育成に資するこれまでの体験活動を継続して推進し、さらに、家庭や地域社会と共通理解を図って、一体的に取り組む体制や実践活動を整えていく。 ・児童生徒の実態を踏まえ、目指す子供像の観点から、各学校で取り組むべき重点目標を学校・学年段階ごとに示し、教科等がそれぞれの特質を踏まえて担うものについても明確にしていく。 ・道德教育の指導項目について、各学校において、学校間の継続性・発展性を踏まえて、内容をさらに分かりやすいものにしていく。

平成30年度広島県道徳教育研究協議会実施要項

1 趣旨

「特別の教科 道徳」の趣旨を踏まえた効果的かつ多様な指導方法及び評価の工夫等に関する実践研究，学識経験者による指導・助言及び講演を通して，本県道徳教育の一層の充実を図る。

2 参加対象者

- (1) 平成30年度「『道徳教育改善・充実』総合対策事業（文部科学省委託）」推進校校長，センター校校長，推進校担当者，センター校担当者
- (2) 広島県教育委員会関係者及び市町教育委員会の道徳教育担当指導主事等
- (3) 以下の事業に係る指定校の道徳教育推進教師等のうち，参加を希望する者
 - ・平成26・27・28・29年度「『道徳教育改善・充実』総合対策事業（文部科学省委託）」
 - ・平成23・24・25年度「小・中・高等学校道徳教育実践研究事業（文部科学省委託『道徳教育総合支援事業』）」
 - ・平成20・21・22年度「道徳教育実践研究事業（文部科学省委嘱）」
 - ・平成18・19年度「児童生徒の心に響く道徳教育推進事業（文部科学省委嘱）」及び「豊かな心を育てる地域推進事業（文部科学省委嘱）」
 - ・平成14・15・16・17年度「広島県道徳教育実践研究指定事業」
- (4) その他道徳教育の推進に向けて参加を希望する者

※ (1) (2) の対象者は終日，(3) (4) の対象者は，第1回協議会は午後から，第2回協議会は終日の参加となります。

3 内容

- (1) 推進校及び推進地域の研究進捗状況の報告と意見交流
- (2) 推進校及び推進地域における研究成果の報告と情報交換
- (3) 有識者や優れた実践者による指導
- (4) 道徳教育の推進に係る演習，協議等

4 年間実施計画

回	月 日	時 間	会 場	内 容
1	6月15日(金)	9:30~16:40 (受付9:00~)	みらさか学園 (三次市立みらさか小学校 ・三次市立三良坂中学校) 三次市三良坂町三良坂 2772-1	○事業説明 ○実践報告 ○公開授業，協議等 ○講演 帝京大学 教授 赤堀 博行
2	2月8日(金)	9:30~16:40 (受付9:00~)	広島県庁 広島市中区基町10-52	○実践発表等 ○演習・協議等 ○講演 文部科学省 教科調査官 澤田 浩一

平成 30 年度「道徳教育改善・充実」総合対策事業における
道徳教育実践研究委員会実施要項（小・中学校部会）

1 趣旨

「道徳教育改善・充実」総合対策事業における推進校及び推進地域の道徳教育担当者が情報交換や研究協議等を行い、本県道徳教育を推進するリーダーを育成する。

2 参加対象者

- ①「道徳教育改善・充実」総合対策事業のメニュー 1・2 における推進リーダー教師
 - ②広島県教育委員会関係者
 - ③各市町教育委員会の道徳教育担当者（希望）
 - ④その他道徳教育を研修したい者（希望）
- ※①は終日参加 ④は午後から参加

3 内容

- ・道徳教育推進に係る指導力向上を図るための授業研究，演習，講話等の実施
- ・推進校及び推進地域の研究内容の充実に向けた情報提供
- ・有識者や優れた実践者による指導
- ・各回で事前に示されたテーマ，課題についての実践交流，研究協議

4 実施計画

回	日時	会場	テーマ
1	6月15日 (金)	三次市立三良坂中学校	『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けて～指導と評価の 一体化を通して～ 帝京大学 教授 赤堀 博行
2	7月5日 (木)	尾道市立因北小学校	「道徳科における問題解決的な学習を取り入れた指導の工夫」 香川大学 教授 植田 和也
3	9月12日 (水)	福山市立鳳中学校	「いじめを防止するための道徳教育」 畿央大学 教授 島 恒生
4	10月26日 (金)	江田島市立切串小学校	「家庭や地域社会との連携による道徳教育」 國學院大學 教授 田沼 茂紀
5	12月11日 (火)	府中市立上下中学校	「カリキュラムマネジメントの視点を取り入れた指導の工夫」 武庫川女子大学 教授 押谷 由夫
6	1月11日 (金)	広島県庁	「道徳教育の研究の振り返りとまとめ」

平成 30 年度「道徳教育改善・充実」総合対策事業における
道徳教育実践研究委員会（高等学校部会）

1 趣旨

「道徳教育改善・充実」総合対策事業における推進校の道徳教育担当者が情報交換や研究協議等を行い、本県道徳教育を推進するリーダーを育成する。

2 参加対象者

- ・「道徳教育改善・充実」総合対策事業のメニュー 1 における推進校担当者
- ・広島県教育委員会関係者

3 内容

- ・道徳教育推進に係る指導力向上を図るための授業研究，演習，講話等の実施
- ・推進校の研究内容の充実に向けた情報提供
- ・有識者や優れた実践者による指導

4 実施計画

回	日時	会場	内容・テーマ	備考
1	6月15日(金) 9:30~16:40	三次市立三良坂中学校	【午前】事業説明等 【午後】公開授業，講演等 『『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けて ～指導と評価の一体化を通して～』 帝京大学 教授 赤堀 博行	小中高 合同
2	7月9日(月) 13:25~16:45	広島県立黒瀬高校	・推進校における実践交流及び協議 ・黒瀬高等学校の校内研修と合同開催	高校 のみ
3	9月12日(水) 9:30~16:40	福山市立鳳中学校	「いじめを防止するための道徳教育」 畿央大学 教授 島 恒生	小中高 合同
4	11月6日(火) 13:20~16:40	広島県立沼南高校	・推進校における実践交流及び協議 ・沼南高等学校の校内研修と合同開催	高校 のみ
5	12月13日(木) 13:20~16:40	広島県立宮島工業高校	・推進校における実践交流及び協議 ・宮島工業高等学校の校内研修と合同開催	高校 のみ

テーマ ()

- 1 学 年 第6学年
- 2 主題名 「真の思いやり」 (B 親切, 思いやり)
- 3 ねらい 誰に対しても思いやりの心もち, 相手の立場に立って親切にしようとする態度を育てる。
- 4 教材名 「最後のおくり物」 (出典:「私たちの道徳」小学校五・六年 文部科学省)
- 5 本時の主題について

※本時に取り上げる内容項目について、「学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」に即しながら、自分なりのとらえを書く

- 6 本時の主題に係る児童生徒の実態について

- 7 教材について

※大まかなあらすじ, 本教材を取り上げた意図, どのような視点で資料を活用するか等について書く

- 8 授業づくりの工夫

①テーマに係っての工夫

※何のために, どんな工夫をするのかが分かるように書く
(例: ~に気付かせるために, ~をする)

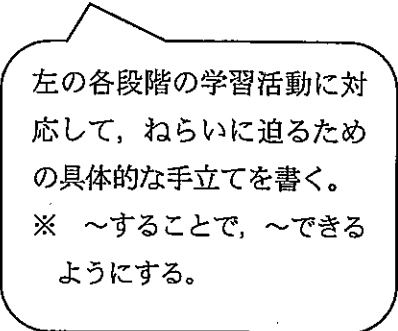
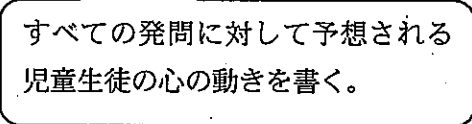
②深い学びにつなげる工夫

※「主体的・対話的で深い学び」のある授業にするための指導方法の工夫について書く。
例: 導入では, 課題意識をもたせるために, ~をする。
多様な意見に気付かせるため, ~をする。
~について考えさせるため, ~の発問をする。

- 9 準備物

・A4判縦置き 横書き
 ・45文字×38行, 10.5ポイント
 ・見出し-MSゴシック体, 本文-MS明朝体
 ・余白-上下, 左右ともに25mm
 ・Wordで作成

10 授業の展開例

	学習活動	主な発問と予想される児童生徒の心の動き (◎中心発問)	指導上の留意点 (☆評価の観点)
導入	1 □□について、考える。	○ これまでの生活のなかで、□□について、どんなふうに考えていましたか。 ・***** *****	○ □□を提示し、□□について考えさせることで、本時の主題への方向付けとする。
展開	2 教材を読み、△△について話し合う。	○ ▲▲(主人公)は、どんな考えで□□したのでしょうか。 ・***** ***** ◎	○  左の各段階の学習活動に対応して、ねらいに迫るための具体的な手立てを書く。 ※ ~することで、~できるようにする。
終末	3	○ ・***** *****  すべての発問に対して予想される児童生徒の心の動きを書く。	○ ☆ □□することの大切さに気付くことができる。 (ワークシート)

11 板書例

12 授業の実際～児童生徒の反応を踏まえて～

①テーマに係っての工夫

※指導過程で講じた工夫ごとに書く

②深い学びにつなげる工夫

13 成果と課題, 今後に向けて

※具体的に, 何をどのようにするとよいか書く

14 ワークシート

※ワークシートを作成していない場合は, この項目は削除する

質問調査【メニュー1・2】

【小学校、義務教育学校前期課程児童用】

番号	質問項目
1	道徳科の勉強は好きだ
2	道徳科の勉強は、ためになると思う
3	道徳科の授業では、自分のことを振り返りながら考えている
4	道徳科の授業では、友達と話し合うなどして、自分の考えを深めたり、広げたりしている
5	道徳科の授業で勉強したことを、自分の生活にかかしている
6	よいことと悪いことを判断し、自分が正しいと思ったことを行っている
7	自分にはよいところがあると思う
8	自分のよさが、まわりの人からみとめられていると思う
9	将来の夢や目標をもっている
10	将来の夢や目標に向かって努力している
11	近所の人に会ったときは、あいさつをしている
12	人の気持ちがわかる人になりたいと思う
13	相手のことを思いやり、親切にしている
14	いじめは、どんな理由があっても、いけないことだと思う
15	いじめを見たり聞いたりしたとき、いじめをやめさせようと思えることができる
16	学校のきまりを守っている
17	みんなで協力し合って、よりよい学級や学校をつくろうとしている
18	今住んでいる地域が好きだ
19	今住んでいる地域のために、地域の行事などに参加している
20	自分や他の人などの命を大切にしている
21	家の人は、自分のことをよくわかってきている
22	あなたをよくわかってくれる友だちがいる
23	あなたをよくわかってくれる先生がいる

【中学校、義務教育学校後期課程生徒用】

番号	質問項目
1	「道徳の時間」の勉強は好きだ
2	「道徳の時間」の勉強は、ためになると思う
3	「道徳の時間」では、自分のことを振り返りながら考えている
4	「道徳の時間」では、友達と話し合うなどして、自分の考えを深めたり、広げたりしている
5	「道徳の時間」で勉強したことを、自分の生活にかかしている
6	「私たちの道徳」を熟んだり、書きこんだりしている
7	よいことと悪いことを判断し、自分が正しいと思ったことを行っている
8	自分にはよいところがあると思う
9	自分のよさが、まわりの人からみとめられていると思う
10	将来の夢や目標をもっている
11	将来の夢や目標に向かって努力している
12	近所の人に会ったときは、あいさつをしている
13	人の気持ちがわかる人になりたいと思う
14	相手のことを思いやり、親切にしている
15	いじめは、どんな理由があっても、いけないことだと思う
16	いじめを見たり聞いたりしたとき、いじめをやめさせようと思えることができる
17	学校のきまりを守っている
18	みんなで協力し合って、よりよい学級や学校をつくろうとしている
19	今住んでいる地域が好きだ
20	今住んでいる地域のために、地域の行事などに参加している
21	自分や他の人などの命を大切にしている
22	家の人は、自分のことをよくわかってきている
23	あなたをよくわかってくれる友だちがいる
24	あなたをよくわかってくれる先生がいる

【高等学校生徒用】

番号	質問項目
1	よいことと悪いことを判断し、自分が正しいと思ったことを行っている
2	自分にはよいところがあると思う
3	自分のよさが、まわりの人からみとめられていると思う
4	将来の夢や目標をもっている
5	将来の夢や目標に向かって努力している
6	近所の人に会ったときは、あいさつをしている
7	人の気持ちがわかる人になりたいと思う
8	相手のことを思いやり、親切にしている
9	いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う
10	いじめを見たり聞いたりしたとき、いじめをやめさせようと思えることができる
11	学校のきまりを守っている
12	みんなで協力し合って、よりよい学級や学校をつくろうとしている
13	特別活動「ホームルーム活動」などでは、互いを信頼して話し合い、励まし合って、よりよい学級生活をつくろうとしている
14	特別活動「ホームルーム活動」などでは、ほかの人の考えを聞きながら、自分のことについてよく考えている
15	今住んでいる地域が好きだ
16	今住んでいる地域のために、地域の行事などに参加している
17	自分や他の人などの命を大切にしている
18	家の人は、自分のことをよくわかってきている
19	あなたをよくわかってくれる友だちがいる
20	あなたをよくわかってくれる先生がいる

質問調査【メニュー3】

【小学校1学年・2学年・3学年児童用】

番号	質問項目
1	自分にはよいところがあると思う
2	自分のよさは、まわりの人にわかってもらえていると思う
3	努力すればたいいのはできると思う
4	まわりの友だちの気持ちがわかる人間になりたいと思う
5	幼い子やお年寄りには親切にしたいと思う
6	まわりの友だちが困っているときは、進んで助けようと思う
7	学校の決まりは大切だと思う
8	物を大切にしないことはいけないことだと思う
9	いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う
10	自分が暮らす地域のことをもっと知りたいと思う
11	自分が暮らす地域のために何かしたいと思う
12	今住んでいる地域の行事に進んで参加しようと思う
13	
14	

【小学校4学年・5学年・6学年児童用】

番号	質問項目
1	自分にはよいところがあると思う
2	自分のよさは、まわりの人から認められていると思う
3	努力すれば、たいいのはできると思う
4	人の気持ちがわかる人間になりたいと思う
5	人には親切にしたいと思う
6	人が困っているときは、進んで助けようと思う
7	学校の決まりは大切だと思う
8	木を折ったり、動物を傷つけたりすることは、いけないことだと思う
9	いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う
10	自分が暮らす地域のことをもっと知りたいと思う
11	自分が暮らす地域のために何かしたいと思う
12	今住んでいる地域の行事に進んで参加しようと思う
13	
14	

【中学校生徒用】

番号	質問項目
1	自分にはよいところがあると思う
2	自分のよさは、まわりの人から認められていると思う
3	努力すれば、たいいのはできると思う
4	人の気持ちがわかる人間になりたいと思う
5	相手の立場に立って、親切にしたいと思う
6	人が困っているときは進んで助けようと思う
7	学校の規則は大切だと思う
8	公共物を壊したり、動物を傷つけたりすることはいけないことだと思う
9	いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う
10	自分が暮らす地域のことをもっと知りたいと思う
11	自分が暮らす地域のために何かしたいと思う
12	今住んでいる地域の行事に進んで参加しようと思う
13	
14	

質 問 調 査 【メニュー1・2】

【小・中・義務教育学校教職員用】

番号	質問項目
1	児童生徒にとって道徳科の授業が楽しい時間となるよう工夫をしている
2	児童生徒にとって道徳科の授業が「ためになる」時間となっていると思う
3	自校の道徳科の授業は充実していると思う
4	道徳科の授業では、「特別の教科 道徳」の趣旨を踏まえた、多様な指導方法の工夫を取り入れている
5	道徳科の授業では、児童生徒が自分のことを振り返りながら考えるような指導の工夫をしている
6	道徳科の授業では、児童生徒が友達と話し合うなどして、自分の考えを深めたり、広げたりするような指導の工夫をしている
7	児童生徒が道徳科の授業で勉強したことを自分の生活にいかしていると思う
8	道徳教育の推進を主に担当する教師(道徳教育推進教師)は、校務分掌上機能していると思う
9	児童生徒に道徳性を育成するための体験活動は充実していると思う
10	家庭・地域社会と連携した道徳教育が進められていると思う
11	道徳科の授業を保護者に公開している
12	道徳科の授業を地域の人々に公開している
13	道徳教育について保護者(または地域の人々)と懇談会をもっている
14	保護者や地域の人々の参加・協力を求めた道徳科の授業を行っている
15	道徳教育について保護者(または地域の人々)と懇談会をもっている
16	道徳性を養う体験活動等を保護者や地域の人々の参加を求めて行っている
17	道徳教育の取組を学校・学年・学級通信やホームページ等で紹介している
18	自校の道徳教育に関する研修は充実していると思う
19	中学校区(推進地域)の道徳教育に関する情報交換や研修は充実していると思う

【高等学校教職員用】

番号	質問項目
1	自校の道徳教育は充実していると思う
2	道徳教育の推進を主に担当する教師(道徳教育推進教師)は、校務分掌上機能していると思う
3	自校では、生徒に道徳性を育成するための体験活動は充実していると思う
4	自校では、家庭・地域社会と連携した道徳教育が進められていると思う
5	道徳教育について保護者(または地域の人々)と懇談会をもっている
6	道徳教育の取組を学校・学年・学級通信やホームページ等で紹介している
7	地域の人々の協力を得て、魅力的な教材を開発している
8	道徳性を養う体験活動等を保護者や地域の人々の参加を求めて行っている
9	自校の道徳教育に関する研修は充実していると思う
10	連携校(中学校等)との道徳教育に関する情報交換や研修は充実していると思う
11	特別活動「ホームルーム活動」などでは、生徒が互いを信頼して話し合い、励まし合って、よりよい学級生活がつかれるよう工夫をしている
12	特別活動「ホームルーム活動」などでは、生徒が自分のことを振り返りながら考えるような指導の工夫をしている
13	特別活動「ホームルーム活動」などでは、生徒が友達と話し合うなどして、自分の考えを深めたり、広げたりするような指導の工夫をしている
14	自校では、生徒が特別活動「ホームルーム活動」などで勉強したことを自分の生活にいかしていると思う

質問調査【メニュー3】

【保護者用】

番号	質問項目
1	子どもは、自分のよいところを自覚していると思う
2	子どものよさは、まわりの人から認められていると思う
3	子どもは、努力すればたいていのことはできると考えていると思う
4	子どもは、人の気持ちを考えていると思う
5	子どもは、人に親切にしていると思う
6	子どもは、人が困っているときは、進んで助けていると思う
7	子どもは、学校の規則を守っていると思う
8	子どもは、公共物を壊したり、動物を傷つけたりすることをしていないと思う
9	子どもは、他の子に対して、いじめをしていないと思う
10	子どもは、自分が暮らす地域のこともっと知ろうとしていると思う
11	子どもは、自分が暮らす地域のために何か行動していると思う
12	子どもは、今住んでいる地域の行事に進んで参加していると思う
13	
14	

【地域住民用】

番号	質問項目
1	地域の子どもは、自分のよいところを自覚していると思う
2	地域の子どものよさは、まわりの人から認められていると思う
3	地域の子どもは、努力すればたいていのことはできると考えていると思う
4	地域の子どもは、人の気持ちを考えていると思う
5	地域の子どもは、人に親切にしていると思う
6	地域の子どもは、人が困っているときは、進んで助けていると思う
7	地域の子どもは、学校の規則を守っていると思う
8	地域の子どもは、公共物を壊したり、動物を傷つけたりすることをしていないと思う
9	地域の子どもは、他の子に対して、いじめをしていないと思う
10	地域の子どもは、自分が暮らす地域のこともっと知ろうとしていると思う
11	地域の子どもは、自分が暮らす地域のために何か行動していると思う
12	地域の子どもは、今住んでいる地域の行事に進んで参加していると思う
13	
14	

【教職員用】

番号	質問項目
1	児童生徒は、自分のよいところを自覚していると思う
2	児童生徒のよさは、まわりの人から認められていると思う
3	児童生徒は、努力すればたいていのことはできると考えていると思う
4	児童生徒は、人の気持ちを考えていると思う
5	児童生徒は、人に親切にしていると思う
6	児童生徒は、人が困っているときは、進んで助けていると思う
7	児童生徒は、学校の規則を守っていると思う
8	児童生徒は、公共物を壊したり、動物を傷つけたりすることをしていないと思う
9	児童生徒は、他の児童生徒に対して、いじめをしていないと思う
10	児童生徒は、自分が暮らす地域のこともっと知ろうとしていると思う
11	児童生徒は、自分が暮らす地域のために何か行動していると思う
12	児童生徒は、今住んでいる地域の行事に進んで参加していると思う
13	
14	

平成30年度「道徳教育改善・充実」総合対策事業(メニュー1・2)推進校における児童生徒の意識調査結果【年度当初】

平成30年度当初:肯定的評価

	質問項目	小学校							中学校			
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	全体	1年生	2年生	3年生	全体
1	道徳科・道徳の時間の勉強は好きだ	78.6%	95.8%	91.1%	87.3%	87.4%	78.3%	86.4%	84.4%	69.4%	72.2%	75.3%
2	道徳科・道徳の時間の勉強はためになると思う	84.4%	96.7%	93.9%	95.8%	95.4%	90.8%	92.8%	95.1%	89.5%	85.2%	89.9%
3	道徳科・道徳の時間では、自分のことを振り返りながら考えている	80.4%	94.4%	88.3%	90.3%	89.1%	79.1%	86.9%	87.1%	79.1%	79.8%	82.0%
4	道徳科・道徳の時間の授業では、友達と話し合うなどして、自分の考えを深めたり、広げたりしている	73.7%	93.0%	85.0%	82.6%	84.1%	77.9%	82.7%	85.6%	76.4%	83.4%	81.8%
5	道徳科・道徳の時間の授業で勉強したことを、自分の生活にいかしている	71.2%	93.0%	87.4%	83.4%	85.8%	73.9%	82.5%	76.2%	68.6%	66.4%	70.4%
6	よいことと悪いことを判断し、自分が正しいと思ったことを行っている	87.9%	95.8%	94.3%	93.6%	93.7%	90.4%	92.6%	94.7%	93.0%	94.2%	94.0%
7	自分にはよいところがあると思う	89.8%	96.3%	91.9%	84.0%	84.9%	80.7%	87.9%	85.9%	75.1%	79.0%	80.0%
8	自分のよさが、まわりの人からみとめられていると思う	74.0%	86.9%	77.4%	75.0%	75.7%	72.3%	76.9%	73.4%	65.1%	73.6%	70.7%
9	将来の夢や目標をもっている	87.4%	97.2%	92.7%	94.1%	92.9%	88.8%	92.2%	90.9%	85.5%	81.6%	86.0%
10	将来の夢や目標に向かって努力している	91.3%	95.8%	91.9%	92.8%	92.5%	88.0%	92.0%	90.5%	84.1%	83.0%	85.9%
11	近所の人に会ったときは、あいさつをしている	90.2%	98.1%	96.8%	94.9%	95.4%	95.2%	95.1%	97.3%	92.6%	92.1%	94.0%
12	人の気持ちがわかる人になりたいと思う	95.7%	97.7%	96.8%	95.8%	95.4%	93.2%	95.7%	97.7%	96.1%	92.4%	95.4%
13	相手のことを思いやり、親切にしている	88.7%	95.8%	93.5%	94.1%	91.6%	91.6%	92.6%	96.2%	93.4%	92.4%	94.0%
14	いじめは、どんな理由があっても、いけないことだと思う	93.3%	98.1%	98.4%	97.9%	96.2%	95.6%	96.6%	98.9%	97.3%	96.0%	97.4%
15	いじめを見たり聞いたりしたとき、いじめをやめさせようとする事ができる	91.7%	90.2%	91.1%	82.6%	85.3%	82.7%	87.3%	83.2%	74.7%	75.8%	77.9%
16	学校のきまりを守っている	95.1%	96.2%	95.9%	94.1%	92.5%	92.0%	94.3%	98.1%	95.0%	95.3%	96.1%
17	みんなで協力し合って、よりよい学級や学校をつくらうとしている	92.2%	97.2%	93.5%	91.9%	88.8%	90.0%	92.3%	97.3%	91.1%	88.8%	92.4%
18	今住んでいる地域が好きだ	90.7%	96.7%	93.1%	91.1%	90.0%	90.4%	92.0%	90.9%	83.7%	81.6%	85.4%
19	今住んでいる地域のために、地域の行事などに参加している	78.7%	88.8%	86.6%	87.7%	89.5%	82.2%	85.6%	88.8%	67.4%	65.0%	73.8%
20	自分や他の人などの命を大切にしている	98.1%	100.0%	99.6%	97.0%	99.6%	98.0%	98.7%	100.0%	96.1%	93.9%	96.7%
21	家の人、自分のことをよくわかってきている	91.7%	90.7%	89.1%	84.6%	94.6%	90.8%	90.3%	95.0%	88.4%	87.0%	90.1%
22	あなたをよくわかってくれる友だちがいる	87.3%	94.9%	93.9%	94.1%	95.4%	94.4%	93.3%	93.9%	92.6%	92.4%	93.0%
23	あなたをよくわかってくれる先生がいる	91.2%	91.6%	94.7%	91.5%	90.0%	89.2%	91.4%	91.6%	82.6%	81.6%	85.3%
中学校のみ	「私たちの道徳」を読んだり、書きこんだりしている								66.2%	53.1%	41.9%	53.7%

平成30年度「道徳教育改善・充実」総合対策事業(メニュー1)推進校
における生徒の意識調査結果【年度当初】

平成30年度当初: 肯定的評価

	質問項目	高等学校			
		1年生	2年生	3年生	全体
1	よいことと悪いことを判断し、自分が正しいと思ったことを行っている	95.6%	96.5%	94.9%	95.7%
2	自分にはよいところがあると思う	82.5%	81.2%	81.8%	81.9%
3	自分のよさが、まわりの人からみとめられていると思う	70.3%	72.6%	71.2%	71.4%
4	将来の夢や目標をもっている	81.0%	74.3%	74.5%	76.6%
5	将来の夢や目標に向かって努力している	80.3%	69.6%	69.4%	73.1%
6	近所の人に会ったときは、あいさつをしている	92.6%	82.5%	86.1%	87.1%
7	人の気持ちがわかる人になりたいと思う	95.9%	95.1%	96.5%	95.8%
8	相手のことを思いやり、親切にしている	95.2%	93.1%	94.7%	94.3%
9	いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う	98.0%	95.1%	95.7%	96.3%
10	いじめを見たり聞いたりしたとき、いじめをやめさせようと思えることができる	69.9%	64.4%	66.7%	67.0%
11	学校のきまりを守っている	97.2%	92.1%	93.2%	94.1%
12	みんなで協力し合って、よりよい学級や学校をつくらうとしている	92.6%	84.0%	81.1%	85.9%
13	特別活動「ホームルーム活動」などでは、互いを信頼して話し合い、励まし合って、よりよい学級生活をつくらうとしている	88.9%	80.5%	79.5%	83.0%
14	特別活動「ホームルーム活動」などでは、ほかの人の考えを聞きながら、自分のことについてよく考えている	85.6%	82.2%	79.8%	82.5%
15	今住んでいる地域が好きだ	90.2%	85.4%	90.7%	88.8%
16	今住んでいる地域のために、地域の行事などに参加している	54.4%	44.0%	40.2%	46.2%
17	自分や他の人などの命を大切にしている	96.1%	97.5%	94.7%	96.1%
18	家的人是、自分のことをよくわかってきている	91.5%	90.1%	89.6%	90.4%
19	あなたをよくわかってくれる友だちがいる	95.4%	93.8%	92.9%	94.1%
20	あなたをよくわかってくれる先生がいる	78.2%	77.0%	84.8%	80.0%

平成30年度「道徳教育改善・充実」総合対策事業(メニュー1・2)推進校
 における教職員の意識調査結果【年度当初】

平成30年度当初: 肯定的評価

	質問項目	小学校	中学校
1	児童生徒にとって道徳科・道徳の時間が楽しい時間となるよう工夫をしている	93.1%	89.7%
2	児童生徒にとって道徳科・道徳の時間が「ためになる」時間となっていると思う	90.6%	93.7%
3	自校の道徳科・道徳の時間の授業は充実していると思う	82.1%	88.6%
4	道徳科・道徳の時間では、「特別の教科 道徳」の趣旨を踏まえた、多様な指導方法の工夫を取り入れている	68.4%	83.5%
5	道徳科・道徳の時間の授業では、児童生徒が自分のことを振り返りながら考えるような指導の工夫をしている	89.2%	92.4%
6	道徳科・道徳の時間の授業では、児童生徒が友達と話し合うなどして、自分の考えを深めたり、広げたりするような指導の工夫をしている	76.8%	89.9%
7	児童生徒が道徳科・道徳の時間の授業で勉強したことを自分の生活にいかしていると思う	64.6%	65.0%
8	道徳教育の推進を主に担当する教師(道徳教育推進教師)は、校務分掌上機能していると思う	92.9%	92.6%
9	児童生徒に道徳性を育成するための体験活動は充実していると思う	77.1%	72.5%
10	家庭・地域社会と連携した道徳教育が進められていると思う	67.7%	57.5%
11	道徳科・道徳の時間の授業を保護者に公開している	81.4%	88.8%
12	道徳科・道徳の時間の授業を地域の人々に公開している	70.8%	83.5%
13	道徳教育について保護者(または地域の人々)と懇談会をもっている	66.0%	44.9%
14	保護者や地域の人々の参加・協力を求めた道徳の授業を行っている	63.2%	48.1%
15	地域の人々の協力を得て、魅力的な教材を開発している	53.1%	47.5%
16	道徳性を養う体験活動等を保護者や地域の人々の参加を求めて行っている	56.8%	51.3%
17	道徳教育の取組を学校・学年・学級通信やホームページ等で紹介している	60.0%	77.2%
18	自校の道徳教育に関する研修は充実していると思う	70.1%	80.0%
19	中学校区(推進地域)の道徳教育に関する情報交換や研修は充実していると思う	57.3%	74.7%

平成30年度「道徳教育改善・充実」総合対策事業(メニュー1)推進校
における教職員の意識調査結果【年度当初】

平成30年度当初:肯定的評価

	質問項目	高等学校
1	自校の道徳教育は充実していると思う	57.8%
2	道徳教育の推進を主に担当する教師(道徳教育推進教師)は、校務分掌上機能していると思う	54.8%
3	自校では、生徒に道徳性を育成するための体験活動は充実していると思う	71.6%
4	自校では、家庭・地域社会と連携した道徳教育が進められていると思う	57.8%
5	道徳教育について保護者(または地域の人々)と懇談会をもっている	26.1%
6	道徳教育の取組を学校・学年・学級通信やホームページ等で紹介している	37.9%
7	地域の人々の協力を得て、魅力的な教材を開発している	51.7%
8	道徳性を養う体験活動等を保護者や地域の人々の参加を求めて行っている	53.4%
9	自校の道徳教育に関する研修は充実していると思う	41.7%
10	連携校(中学校等)との道徳教育に関する情報交換や研修は充実していると思う	31.9%
11	特別活動「ホームルーム活動」などでは、生徒が互いを信頼して話し合い、励まし合って、よりよい学級生活がつかれるよう工夫をしている	67.5%
12	特別活動「ホームルーム活動」などでは、生徒が自分のことを振り返りながら考えるような指導の工夫をしている	71.8%
13	特別活動「ホームルーム活動」などでは、生徒が友達と話し合うなどして、自分の考えを深めたり、広げたりするような指導の工夫をしている	68.4%
14	自校では、生徒が特別活動「ホームルーム活動」などで勉強したことを自分の生活にいかしていると思う	59.8%

平成30年度道徳教育改善・充実総合対策事業(メニュー3)意識調査結果【活動前】

児童生徒

質問項目		肯定	
1	自分にはよいところがあると思う	86.4%	85.5%
2	自分のよさは、まわりの人にわかってもらえていると思う	79.3%	
3	努力すればたいていのことはできると思う	90.8%	
4	まわりの友だちの気持ちがわかる人間になりたいと思う	94.8%	96.3%
5	幼い子やお年寄りには親切にしたいと思う	97.9%	
6	まわりの友だちが困っているときは、進んで助けようと思う	96.0%	
7	学校の決まりは大切だと思う	98.4%	98.3%
8	物を大切にしないことはいけなことだと思う	98.8%	
9	いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う	97.8%	
10	自分が暮らす地域のことをもっと知りたいと思う	85.8%	86.9%
11	自分が暮らす地域のために何かしたいと思う	86.2%	
12	今住んでいる地域の行事に進んで参加しようと思う	88.8%	

教職員

質問項目		肯定	
1	児童生徒は、自分のよいところを自覚していると思う	78.7%	81.8%
2	児童生徒のよさは、まわりの人から認められていると思う	89.3%	
3	児童生徒は、努力すればたいていのことはできると考えていると思う	77.3%	
4	児童生徒は、人の気持ちを考えていると思う	78.7%	87.6%
5	児童生徒は、人に親切にしていると思う	93.3%	
6	児童生徒は、人が困っているときは、進んで助けていると思う	90.7%	
7	児童生徒は、学校の規則を守っていると思う	90.7%	94.2%
8	児童生徒は、公共物を壊したり、動物を傷つけたりすることをしていないと思う	97.3%	
9	児童生徒は、他の児童生徒に対して、いじめをしていないと思う	94.7%	
10	児童生徒は、自分が暮らす地域のことをもっと知ろうとしていると思う	62.2%	56.7%
11	児童生徒は、自分が暮らす地域のために何か行動していると思う	42.7%	
12	児童生徒は、今住んでいる地域の行事に進んで参加していると思う	65.3%	

保護者

質問項目		肯定	
1	子供は、自分のよいところを自覚していると思う	87.2%	89.7%
2	子供のよさは、まわりの人から認められていると思う	94.8%	
3	子供は、努力すればたいていのことはできると考えていると思う	87.2%	
4	子供は、人の気持ちを考えていると思う	92.3%	93.5%
5	子供は、人に親切にしていると思う	96.2%	
6	子供は、人が困っているときは、進んで助けていると思う	92.1%	
7	子供は、学校の規則を守っていると思う	97.1%	98.0%
8	子供は、公共物を壊したり、動物を傷つけたりすることをしていないと思う	97.9%	
9	子供は、他の子に対して、いじめをしていないと思う	98.9%	
10	子供は、自分が暮らす地域のことをもっと知ろうとしていると思う	77.8%	75.4%
11	子供は、自分が暮らす地域のために何か行動していると思う	68.2%	
12	子供は、今住んでいる地域の行事に進んで参加していると思う	80.1%	

地域住民

質問項目		肯定	
1	地域の子供は、自分のよいところを自覚していると思う	89.8%	91.0%
2	地域の子供のよさは、まわりの人から認められていると思う	98.3%	
3	地域の子供は、努力すればたいていのことはできると考えていると思う	84.7%	
4	地域の子供は、人の気持ちを考えていると思う	91.2%	89.0%
5	地域の子供は、人に親切にしていると思う	91.4%	
6	地域の子供は、人が困っているときは、進んで助けていると思う	84.5%	
7	地域の子供は、学校の規則を守っていると思う	98.3%	96.5%
8	地域の子供は、公共物を壊したり、動物を傷つけたりすることをしていないと思う	98.3%	
9	地域の子供は、他の子に対して、いじめをしていないと思う	93.0%	
10	地域の子供は、自分が暮らす地域のことをもっと知ろうとしていると思う	69.6%	75.0%
11	地域の子供は、自分が暮らす地域のために何か行動していると思う	67.2%	
12	地域の子供は、今住んでいる地域の行事に進んで参加していると思う	88.1%	

(別紙様式3 記入例) 推進校 (高等学校)

経費中間処理状況 記入例

推進校名

項目	A 令達額	B 支出済額	C 支出見込額	D= A-(B+C) 残額	支出見込額内訳
報 償 費	***,***	***,***	***,***	***,***	外部講師謝金 △人×□回×@ =***,***円
旅 費	***,***	***,***	***,***	** ,***	外部講師旅費 出発地～用務地 △人×○日×@ =***,***円 ○○協議会出席旅費 出発地～用務地 △人×○日×@ =***,***円
需 用 費 (印刷製本費) (消耗品費)	***,***	***,***	***,***	***,***	○○印刷製本費 ○冊×@ =***,***円 コピー用紙代 ○○箱×@ =***,***円 ○○図書購入代 ○○冊×@ =***,***円
合計	***,***	***,***	***,***	***,***	

10月末現在

- 1 令達額については、通知した令達額を記入する。
- 2 「B 支出済額」欄については、支出を証する書類の写しを添付すること。
- 3 「C 支出見込額」欄については、支出見込額内訳の合計額を項目ごとに記入する。「支出見込額内訳」欄については、項目ごとに当該指定事業の進捗状況等を考慮し、必要な見込額を精査して正確な金額を算定・記入する。

完了報告書 記入例

<p><取組と成果のポイント></p> <p>※本事業における研究の成果や課題等を踏まえて要点を簡潔に記入する。</p>
--

1 推進校の概要等

学校名	校長名	生徒数	連携校名

※「生徒数」は、事業年度5月1日現在の数を記入する。

※「連携校名」には、異校種間との連携による道德教育を推進するため、連携予定の小・中学校名を記入する。

2 研究課題

例：⑤人間としての在り方生き方の自覚を深める道德教育

※実施要項の「2 事業内容(2)ア(ウ)研究課題」に従い、推進校において設定した課題を記入する。

3 研究主題とその設定理由

※「2 研究課題」を踏まえ、推進校において設定した具体的な研究主題及びその設定理由を簡潔に記入する。

4 研究の概要及び特色

※推進校における研究期間全体を通じた研究の概要(①研究の体制, ②研究課題ごとの取組の状況等)について、適宜柱立てをして記入する。その際、推進校において、重点を置いた点や工夫した点等の取組の特色を明らかにする。(写真や図表等も適宜活用する。)

5 研究の評価

(研究の成果)

.....

(今後の課題と予定している取組)

.....

※推進校における研究の成果及び今後の課題と取組予定等について、研究課題などに照らして記述する。(特に成果については、県教育委員会の実施する意識調査等の定量的に把握できるデータについて触れる。)

6 参照できるホームページアドレス

※本研究に関連して参照可能なホームページアドレスがあれば適宜記入する。

※推進校において開発した教材や学習指導案等成果物を添付する。

(別紙様式5 記入例) 推進校(高等学校)

経費処理状況 記入例

推進校名

項目	令達額	支出額	残額	支出内訳
報 償 費	***,***	***,***	***	外部講師謝金 △人×□回×@ =***,***円
旅 費	***,***	***,***	***	外部講師旅費 出発地～用務地 △人×○日×@=***,***円 ○○協議会出席旅費 出発地～用務地 △人×○日×@=***,***円
需 用 費 (印刷製本費) (消耗品費)	***,***	***,***	***	○○印刷製本費 ○冊×@=***,***円 コピー用紙代 ○○箱×@=***,***円 ○○図書購入代 ○○冊×@=***,***円
合 計	***,***	***,***	***	

推進校（高等学校）における「経費処理状況」に係る「支出を証する書類の写」について

1 報償費

- ・支出負担行為整理書兼支出調書，控除内訳書
- ・支出明細書
- ・算出根拠となる資料（例：講師日程表，又は，会議開催通知，又は，講師派遣依頼書等）

2 旅費

（1）講師

- ・支出負担行為整理書兼支出調書（旅費），控除内訳書
- ・支出明細書
- ・旅費シュミレーションの写し
- ・旅行命令（依頼）簿（第3号）

（2）校長，教諭等

- ・支出負担行為整理書兼支出調書（旅費）
- ・旅行命令（依頼）簿（支出負担行為整理書（兼）支出調書）
- ・旅行命令（依頼）簿（第1号）

3 需用費

- ・発注決裁書
- ・契約済調書
- ・納品書
- ・請求書
- ・支出調書，又は，支出負担行為整理書兼支出調書

※生徒指導総合対策事業（1015-60276）から支出すること。別の科目や事業コードから支出した場合は，更正調書を添付すること。

(別紙様式3 記入上の留意点)

「道德教育改善・充実」総合対策事業
経費中間処理状況

【支出の部】

費目	種別	A 計画額 (円)	B 支出済額 (円)	C 支出見込額 (円)	D=A-(B+C) 残額 (円)	支出見込額内訳
人件費	賃金	0	0	0	0	
事業費	諸謝金	**,***	*,***	**,***	0	外部講師謝金 △人×□回×@=***,***円
	旅費	**,***	**,***	**,***	**	外部講師旅費 出発地～用務地 △人×○日×@=***,***円 ○○協議会出席旅費 出発地～用務地 △人×○日×@=***,***円
	会議費	0	0	0	0	
	通信運搬費	0	0	0	0	
	印刷製本費	0	0	0	0	
	借損料	0	0	0	0	
	消耗品費	**,***	***	**,***	*	コピー用紙代 ○○箱×@=***,***円 ○○図書購入代 ○○冊×@=***,***円
	雑役務費	0	0	0	0	
	消費税相当額					
再委託費	再委託費					
	合計	***,***	**,***	***,***	**	

10月末現在

※ 所要経費の支出区分間において流用する場合（ただし、所要経費の支出区分間において増減する額が委託費の総額の20%を超えない場合を除く。）は、速やかに県教育委員会に連絡し、計画変更の申請を行う。

(別紙様式4) メニュー1・2 【記入上の留意点】

平成 年 月 日

「道德教育改善・充実」総合対策事業
完了報告書

広島県教育委員会教育長 様

団体名
所在地

代表者職名
氏名

印

担当者所属職名
氏名

電話番号
FAX 番号
E-MAIL

平成30年度「『道德教育改善・充実』総合対策事業」の完了報告書を次のとおり提出します。

<p>本事業の趣旨・目標</p>																					
<p>本事業の成果検証方法及び分析（目標達成状況の把握のための方法）</p>																					
<p>本事業の内容 （地域の課題や特色に合わせた道徳教育の取組）</p>	<p>1 推進校・推進地域の概要 学校名・校長名・児童生徒数等</p> <p>※メニュー2の場合は下記の表を例に記入する。</p> <table border="1" data-bbox="331 954 1401 1167"> <thead> <tr> <th data-bbox="331 954 716 999">推進地域名</th> <th colspan="3" data-bbox="716 954 1401 999"></th> </tr> <tr> <th data-bbox="331 999 716 1043">学校名</th> <th data-bbox="716 999 1002 1043">校長名</th> <th data-bbox="1002 999 1209 1043">児童生徒数</th> <th data-bbox="1209 999 1401 1043">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="331 1043 716 1088"></td> <td data-bbox="716 1043 1002 1088"></td> <td data-bbox="1002 1043 1209 1088"></td> <td data-bbox="1209 1043 1401 1088">センター校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1088 716 1133"></td> <td data-bbox="716 1088 1002 1133"></td> <td data-bbox="1002 1088 1209 1133"></td> <td data-bbox="1209 1088 1401 1133"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1133 716 1167"></td> <td data-bbox="716 1133 1002 1167"></td> <td data-bbox="1002 1133 1209 1167"></td> <td data-bbox="1209 1133 1401 1167"></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 研究課題 （例）① 生命を尊重する心を育む道徳教育 ※ 実施要項の「（ウ）研究課題」に従い、推進地域において設定した課題を記入する。</p> <p>3 研究主題とその設定理由 ※ 「（ウ）研究課題」を踏まえ、推進校（※メニュー2の場合は推進地域）において設定した具体的な研究主題及びその設定理由を簡潔に記入する。</p> <p>4 研究の概要及び特色 ※ 推進校（※メニュー2の場合は推進地域）における研究期間全体を通じた研究の概要（①研究の体制、②研究課題ごとの取組の状況等）について、適宜柱立てをして記入する。 その際、推進地域において、重点を置いた点や工夫した点等の取組の特色を明らかにする。（写真や図表等も適宜活用する。）</p>	推進地域名				学校名	校長名	児童生徒数	備考				センター校								
推進地域名																					
学校名	校長名	児童生徒数	備考																		
			センター校																		

(別紙様式 5 - 1 (推進地域)) メニュー 3

平成 年 月 日

「道德教育改善・充実」総合対策事業
完了報告書

広島県教育委員会教育長 様

団体名
所在地

代表者職名
氏名

印

担当者所属職名
氏名
電話番号
FAX 番号
E-MAIL

平成 30 年度「『道德教育改善・充実』総合対策事業」の完了報告書を次のとおり提出します。

本事業の趣旨 ・目標																																																																			
本事業成果の 検証方法及び 分析 (目標達成状 況等把握のた めの方法)																																																																			
本事業の実施 内容	<p>〈推進地域の概要〉</p> <table border="1" data-bbox="406 801 1412 1055"> <thead> <tr> <th colspan="4">推進地域名</th> </tr> <tr> <th>学校名</th> <th>校長名</th> <th>児童生徒数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>センター校</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>〈事業推進体制〉</p> <p>〈推進協議会構成メンバー〉</p> <table border="1" data-bbox="359 1458 1401 1765"> <thead> <tr> <th>所属・職</th> <th>氏名</th> <th>備考</th> <th>所属・職</th> <th>氏名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	推進地域名				学校名	校長名	児童生徒数	備考				センター校													所属・職	氏名	備考	所属・職	氏名	備考																																				
推進地域名																																																																			
学校名	校長名	児童生徒数	備考																																																																
			センター校																																																																
所属・職	氏名	備考	所属・職	氏名	備考																																																														

「道徳教育改善・充実」総合対策事業 完了報告書

学校名									
推進地域名									
学級・児童生徒数（事業年度5月1日見込み）	学年等	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	特別支援学級	計
	学級数								
	児童生徒数								
生徒指導上の諸問題の状況	〈暴力行為、いじめ、不登校〉								
	年度	暴力行為 (発生件数)		いじめ (認知件数)		不登校 (人数)			
	事業前年度（3月末現在）								
	事業年度（数値目標）								
	事業年度（2月末現在）								
	事業翌年度（数値目標）								
※ 翌年度（数値目標）の設定に当たっては、事業年度の前年度の数値の40%減を目安とする。									
〈その他の問題行動等〉									
推進体制	〈校内推進体制〉								
	〈体験活動推進教員等名〉								
	体験活動推進教員名					生徒指導主事名			

成果と課題	
-------	--

(成果については、意識調査結果及び生徒指導上の諸問題の実態等により客観的・定量的に把握するように努めること。)

(別紙様式6) 【記入上の留意点】

平成 年 月 日

広島県教育委員会教育長 様

団 体 名
所 在 地
代表者職氏名

印

「道徳教育改善・充実」総合対策事業
完 了 決 算 書

平成 年 月 日付けで委託を受けた「『道徳教育改善・充実』総合対策事業」の
事業が完了しましたので、以下のとおり事業完了決算書を提出します。

委託決定額 :

円

詳細は〔別表〕のとおり。

〔別表〕

【1. 決算総括表】

(1) 収入の部

経費項目	金額	摘要
既受取額	円	平成 年 月 日受取額
銀行等預金利息	円	平成 年 月 日預金口座解約利息
合計	円	

(2) 支出の部

費目	種別	計画額	支出額	支出額の内訳
人件費	賃金	円	円	
事業費	諸謝金	円	円	
	旅費	円	円	
	会議費	円	円	
	通信運搬費	円	円	
	印刷製本費	円	円	
	借損料	円	円	
	消耗品費	円	円	
	雑役務費	円	円	
		消費税相当額		
再委託費	再委託費			
支出済額合計		円	円	

(3) 収支決算内容

項目	精算予定額	
収入の部 計	円	(上記収入の部参照)
支出の部 計	円	(上記支出済額内訳及び帳簿(写)参照)
自己調達額	円	(自己の費用を充当した金額)
受取予定額	円	(今回の精算請求額)
差引合計	円	

【2. 決算費目別内訳】

(1) 支出

(経費区分) 人件費 (賃金)

氏名	金額 (円)	左の金額の対象期間	支払年月日	備考
〇〇〇	**,***	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	請求書 番号No.〇
計	***,***			

(経費区分) 諸謝金

氏名及び 支払先	役職等	時間 又は回	単価 (円)	金額 (円)	対象期間	用務等	支払年月日	備考
〇〇〇	〇〇教授	**	*,***	**,***	平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日	第〇回〇〇〇会議	平成〇年〇月〇日	請求書 番号No.〇
計								

【支出を証する書類の具体例】

出勤簿、作業日報、活動報告書、出面表、支払明細書、領収書等またはこれらに類する書類

※ 謝金等人件費に関しては、支払をしたことが分かるもの（領収書、謝金受領書等）と、算出根拠となる資料（出勤簿、講師日程表、会議開催通知等）の提出が必要になる。

※ 個人ごとに記入すること。（「外〇名」等のようにまとめて記入しないこと。）

※ 支給単価の根拠が分かる規定等の写しを添付すること。

(経費区分) 旅 費

氏 名	役職等	金額(円)	旅行期間	用務	用務先	支払年月日	備考
〇〇〇	〇〇大学教授	**,***	平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日	〇〇講演会講師	〇〇県〇〇市	平成〇年〇月〇日	請求書 番号No.〇
計							

【支出を証する書類の具体例】

旅行命令簿、出張依頼（命令）書、事業に関連する移動（調査旅費、事業準備・実施、会議出席旅費、報告・普及活動等）に係る旅費支出が明確になるもの、公共交通機関利用の領収書（領収書がない場合は、利用した交通機関及び人数、運賃等を明記した帳簿類でも可）、有料道路通行料・ガソリン代等の領収書、自治体の旅費規程もしくは実費に基づいて旅費が支給されたことがわかる帳簿類のコピー（または単価及び人数、支払を受けた者を帳簿類に記載）

※ 都道府県、市区町村等の旅費規程に定められたものを対象とする。

※ 回数券、プリペイドカード等の購入は対象外とする。

※ 航空会社のマイレージ等、ポイントの類は取得しない。

※ 旅費、日当、宿泊費等の支給の根拠となる規定等の写しを添付すること。

(経費区分) 会議費

内 訳	会議名	利用年月日	数量(人)	単価(円)	金額(円)	支払年月日	備 考
参加費	〇〇研修会	平成 年 月 日	**	*,***	*,***	平成〇年〇月〇日	請求書 番号No.〇
計							

【支出を証する書類の具体例】

研修会等に係る支払い関係の書類(領収書、研修会開催通知等)またはこれに類する書類

(経費区分) 通信運搬費

品名(内訳)	数量(部)	単価(円)	金額(円)	発注年月日	完了年月日	支払年月日	備 考
切手(〇〇会議開催案内)	**	***	**,***	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	案内状送付先:別紙のとおり
計							

【支出を証する書類の具体例】

通信費、発送費、運搬費等に係る支払い関係の書類(見積書、発注書、契約書(請書)、納品書、検収書、請求書、領収書等)またはこれに類する書類

※ 切手等は「購入した数量」ではなく、「使用した数量」を記入すること。また、受け払い簿を整備し適切に管理すること。(使用実績が分かる書類を添付すること。)

※ 電話等の通信費を計上する場合は、当該事業に要した金額が分かる証拠書類を添付すること。(当該事業に要した金額が「内数」となるなど明確に区分できない場合は、委託経費として認めることができない。)

(経費区分) 印刷製本費

種別及び品名	摘要	数量(部)	単価(円)	金額(円)	発注年月日	取引年月日	支払年月日	備 考
〇〇報告書	〇〇	***	***	**,***	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	請求書 番号No.
計								

【支出を証する書類の具体例】

教材・しおり・報告書等の作成に係るコピー代、写真現像・プリント代、報告書作成に係る印刷製本代、報告書データの編集費用、会議資料作成に係る経費などに係る支払い関係の書類(見積書、発注書、契約書(請書)、納品書、検収書、請求書、領収書等)またはこれに類する書類

※ 印刷製本した品名ごとに記入すること。

※ 品名及び数量(部数)の記入にあっては、必ず証拠書類との整合を図ること。

※ コピー代等は、本事業のみに使用したことを証する書類が必要になること。

(経費区分) 借損料

内 訳	使 途	利用年月日	時間等	単価(円)	金額(円)	支払年月日	備 考
会場借料	第0回000会議の開催	平成 年 月 日	**	*,***	**,***	平成 年 月 日	請求書 番号No.
計							

(経費区分) 消耗品費

品 名	数量 (部)	単価 (円)	金額 (円)	発注年月日	納品年月日	支払年月日	取引先	備 考
ファイル	**	***	**,***	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	0000	請求書 番号No.
計								

【支出を証する書類の具体例】

事業実施に必要な物品購入に係る支払い関係の書類(見積書、発注書、契約書(請書)、納品書、検収書、請求書、領収書等)またはこれに類する書類

- ※ 「物品購入領収書」等は「物品名」の記載があるものを提出すること。
- ※ 自治体にて作成の「支出負担行為決議書」の写しを提出する場合は、取引の際に業者から徴した書類(請求書・納品書等)についても、あわせて提出する。
- ※ 備品の購入は不可(委託を受けている期間を超えた使用に耐えうる物品については備品扱いとなる。)
- ※ 商品の購入等による家電量販品等のポイントの類は取得しない。
- ※ 物品の購入に関しては、委託期間内に使用するものであることに留意すること。納品が委託期間後になるものや、今事業期間に使用できないものは、経費に算入できない。
- ※ 商品券、金券等で購入したものは、委託費として算入できない。
- ※ 品目の曖昧なものや、金額・数量が比較的多い品目については、用途を確認することがある。
(事業を実施するために必要な消耗品であることの説明が求められるので、不分明の場合は委託経費として認められず、受託自治体負担となる場合もあるので留意すること。)
- ※ 品目ごとに記載することとし、「筆記用具一式」等のようにまとめて記入しないこと。

(経費区分) 雑役務費

内 訳	数 量	単価(円)	金額(円)	発注年月日	完了年月日	支払年月日	備 考
諸謝金銀行振込手数料	**	***	**,***	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	請求書 番号No.
計							

(2) 収入

種 別	摘 要	金額(円)	備 考
委託費の額	平成〃年 月 日付け委託契約に 基づく委託費		
自己調達額			
そ の 他			
計			

(記載要領)

1. 事業実施計画書の「経費項目の積算」に掲げる費目毎に本様式による帳簿を設け、当該費目の種別毎にその経費の内容を表示すること。
2. 「支払年月日」は、「出金伝票又は振替伝票等」により経理上支払又は振替として処理した年月日を記載すること。
3. 「引取年月日」は、物品の検収年月日を記載すること。
4. 「発注年月日」は、発注書又は契約書の年月日を記入すること。ただし、軽微な物品の購入で発注書の発行を要しないものについては、発注の意志決定のなされた日（例えば、予算執行又は支出何文書の決裁のあった日）を記載すること。

参考例：（別紙様式6）完了決算書〔別表〕【1. 決算総括表】

〔別表〕

【1. 決算総括表】

(1) 収入の部

経費項目	金額	摘要
既受取額	0円	平成 年 月 日受取額
銀行等預金利息	0円	平成 年 月 日預金口座解約利息
合計	0円	

(2) 支出の部

費目	種別	計画額	支出額	支出額の内訳
人件費	賃金	0円	0円	
事業費	諸謝金	70,000円	56,000円	・外部講師謝金 1人×2回×7,000円×4時間=56,000円
	旅費	108,170円	118,255円	・講師旅費（東京都世田谷区～広島県呉市） 1人×1回×38,340円=38,340円 1人×1回×38,740円=38,740円 ・道徳教育実践研究委員会参加旅費（7回分38,875円） （広島県呉市～広島県広島市） 1人×1回×2,300円=2,300円 （広島県呉市～広島県山県郡北広島町） 1人×1回×5,635円=5,635円 （広島県呉市～広島県福山市） 1人×1回×7,175円=7,175円 （広島県呉市～広島県三次市） 1人×1回×6,685円=6,685円 （広島県呉市～広島県尾道市） 1人×1回×5,355円=5,355円 （広島県呉市～広島県安芸高田市） 1人×1回×4,410円=4,410円 （広島県呉市～広島県福山市） 1人×1回×7,315円=7,315円 ・パワーアップフォーラム参加旅費 （広島県呉市～広島県広島市） 1人×1回×2,300円=2,300円
	会議費			
	通信運搬費	0円	0円	
	印刷製本費	86,400円	86,400円	・「研究のまとめ」印刷・製本 100部×864円=86,400円
	借損料	0円	0円	
	消耗品費	66,430円	70,345円	・コピー用紙A4 9箱×1,420円=12,780円 ・コピー用紙B4 10箱×2,130円=21,300円 ・直接感熱紙 2箱×13,800円=27,600円 ・ラミネートフィルムB5 1箱×1,255円=1,255円 ・ラミネートフィルムA4 1箱×2,000円=2,000円 ・ラミネートフィルムB4 1箱×2,610円=2,610円 ・ラミネートフィルムA3 1箱×2,800円=2,800円
	雑役務費	0円	0円	
	消費税相当額			

再委託費				
支出済額合計		331,000円	331,000円	

(3) 収支決算内容

項目	精算予定額	
収入の部 計	0円	(上記収入の部参照)
支出の部 計	331,000円	(上記支出済額内訳及び帳簿(写)参照)
自己調達額	0円	(自己の費用を充当した金額)
受取予定額	331,000円	(今回の精算請求額)
差引合計	0円	

【2. 決算費目別内訳】

(1) 支出

(経費区分) 人件費(賃金)

氏名	金額(円)	左の金額の対象期間	支払年月日	備考
計				

(経費区分) 諸謝金

氏名及び支払先	役職等	時間又は回	単価(円)	金額(円)	対象期間	用務等	支払年月日	備考
●●●●	●●大学教授	4時間	7,000	28,000	平成27年6月2日 ～ 平成27年6月2日	校内研修指導助言	平成27年7月31日	請求書番号No.1
●●●●	●●大学教授	4時間	7,000	28,000	平成27年7月10日 ～ 平成27年7月10日	校内研修指導助言	平成27年7月31日	請求書番号No.1
計				56,000				

(経費区分) 旅費

氏名	役職等	金額(円)	旅行期間	用務	用務先	支払年月日	備考
●●●●	●●大学教授	38,340	平成27年6月2日 ～ 平成27年6月2日	校内研修指導助言	呉市立呉中央小学校	平成27年7月31日	請求書番号No.1
●●●●	●●大学教授	38,740	平成27年7月10日 ～ 平成27年7月10日	校内研修指導助言	呉市立呉中央小学校	平成27年7月31日	請求書番号No.1
●●●●	呉中央小学校教諭	2,300	平成27年5月22日 ～ 平成27年5月22日	第1回道徳教育実践研究委員会参加	広島県庁	平成27年12月10日	請求書番号No.2
●●●●	呉中央小学校教諭	5,635	平成27年6月25日 ～ 平成27年6月25日	第2回道徳教育実践研究委員会参加	北広島町立新庄小学校	平成27年12月10日	請求書番号No.2
●●●●	呉中央小学校教諭	7,175	平成27年7月15日 ～	第3回道徳教育実践研究委員会参加	福山市立城東中学校	平成27年12月10日	請求書番号No.2

			平成27年7月15日	会参加			
●●●●	呉中央小学校 教諭	6,685	平成27年9月8日 ～ 平成27年9月8日	第4回道徳教育 実践研究委員 会参加	三次市立 甲奴小学校	平成27年12月10日	請求書 番号No.2
●●●●	呉中央小学校 教諭	5,355	平成27年10月15日 ～ 平成27年10月15日	第5回道徳教育 実践研究委員 会参加	尾道市立 美木中学校	平成27年12月10日	請求書 番号No.2
●●●●	呉中央小学校 教諭	4,410	平成27年12月15日 ～ 平成27年12月15日	第7回道徳教育 実践研究委員 会参加	安芸高田市立 可愛小学校	平成28年2月5日	請求書 番号No.3
●●●●	呉中央小学校 教諭	7,315	平成28年1月15日 ～ 平成28年1月15日	第8回道徳教育 実践研究委員 会参加	福山市立 駅家南中学校	平成28年2月5日	請求書 番号No.3
●●●●	呉中央小学校 校長	2,300	平成27年8月11日 ～ 平成27年8月11日	道徳教育パワ ーアップフォ ーラム参加	JMSアス テールプラザ	平成28年2月5日	請求書 番号No.4
計		118,255					

(経費区分) 通信運搬費

品名(内訳)	数量(部)	単価(円)	金額(円)	発注年月日	完了年月日	支払年月日	備考
				平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	請求書 番号No.
計							

(経費区分) 印刷製本費

種別及び品名	摘要	数量(部)	単価(円)	金額(円)	発注年月日	引取り年月日	支払年月日	備考
研究のまとめ		100	864	86,400	平成28年2月8日	平成28年2月18日	平成28年2月29日	請求書 番号No.5
計				86,400				

(経費区分) 借損料

内 訳	使 途	利用年月日	時間等	単価(円)	金額(円)	支払年月日	備考
		平成 年 月 日				平成 年 月 日	請求書 番号No.
計							

(経費区分) 消耗品費

品 名	数量 (部)	単価 (円)	金額 (円)	発注年月日	納品年月日	支払年月日	取引先	備考
コピー用紙 A4	9	1420	12,780	平成28年2月8日	平成28年2月16日	平成28年2月25日	株式会社 きんし	請求書 番号No.6
コピー用紙 B4	10	2,130	21,300	平成28年2月8日	平成28年2月16日	平成28年2月25日	株式会社 きんし	請求書 番号No.6
直接感熱紙	2	13,800	27,600	平成28年2月8日	平成28年2月16日	平成28年2月25日	株式会社	請求書

							きんし	番号No.6
ラミネート フィルムB5	1	1,255	1,255	平成28年2月8日	平成28年2月16日	平成28年2月25日	株式会社 きんし	請求書 番号No.6
ラミネート フィルムA4	1	2,000	2,000	平成28年2月8日	平成28年2月16日	平成28年2月25日	株式会社 きんし	請求書 番号No.6
ラミネート フィルムB4	1	2,610	2,610	平成28年2月8日	平成28年2月16日	平成28年2月25日	株式会社 きんし	請求書 番号No.6
ラミネート フィルムA3	1	2,800	2,800	平成28年2月8日	平成28年2月16日	平成28年2月25日	株式会社 きんし	請求書 番号No.6
計			70,345					

(経費区分) 雑役務費

内 訳	数 量	単価(円)	金額(円)	発注年月日	完了年月日	支払年月日	備 考
				平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	請求書 番号No.
計							

(2) 収入

種 別	摘 要	金額(円)	備 考
委託費の額	平成27年5月12日付け委託契約に基づく委託費	331,000	
自己調達額		0	
そ の 他		0	
計		331,000	

(記載要領)

1. 実施計画書の「経費項目の積算」に掲げる費目毎に本様式による帳簿を設け、当該費目の種別毎にその経費の内容を表示すること。
2. 「支払年月日」は、「出金伝票又は振替伝票等」により経理上支払又は振替として処理した年月日を記載すること。
3. 「引取年月日」は、物品の検収年月日を記載すること。
4. 「発注年月日」は、発注書又は契約書の年月日を記入すること。ただし、軽微な物品の購入で発注書の発行を要しないものについては、発注の意志決定のなされた日（例えば、予算執行又は支出何文書の決裁のあった日）を記載すること。

経費計上の留意事項等

【人件費（賃金）】

- 1 雇用の必要性及び金額（人数，時間，単価（級号，超勤手当の有無））の妥当性を確認します。
- 2 業務に必要な期間のみの雇用となっているか確認します。
- 3 既に国費で人件費を措置されている職員等については計上できません。
- 4 市町教育委員会等の各種規定等がある場合には，提出が必要です。

【事業費（諸謝金）】

- 1 積算内訳は協力者の内訳別に記載します。（なお，出席者等が未確定の場合にあっては，単価の妥当性を確認するため，〇〇関係者等と記載するなどして表記します。）
- 2 会議出席，原稿執筆，単純労務等を行った場合に支出する謝礼であり，単価等は市町教育委員会等の支給規程により妥当な単価を設定します。（必要に応じて理由書を添付させるなどにより妥当性について付記してもらうことがあります。）また，講演者謝金等において，高額な支出を伴うものについては，当該講演者とする必要性についても確認します。
- 3 市町教育委員会に所属する職員等に対する支出は原則として認められません。ただし，委託事業に係る業務が当該職員の本務外（給与支給の対象となる業務とは別）であることが関係資料から明確に区分されていることが確認できる場合には支出することができます。
- 4 教科調査官等の文部科学省の職員（国立教育政策研究所の職員を含む。）に対する支出は認められません。
- 5 菓子折，金券の購入は認められません。
- 6 市町教育委員会等の謝金規定等がある場合には，提出が必要です。

【事業費（旅費）】

- 1 原則として具体的用務ごとに積算します。具体的用務ごとに「出発地～到着地」を記載してください。
- 2 調査，成果公表，会議出席及び委員会出席等，当該委託業務の実施に必要な旅費を計上します。なお，教科調査官等の文部科学省の職員（国立教育政策研究所の職員を含む。）の派遣に係る旅費についての支出はできません。
- 3 支給基準は原則として市町教育委員会等の旅費規程によって差し支えありませんが，最も安価な経路で積算するなど妥当かつ適正な旅費を積算します。
- 4 業務計画に照らして出張先，単価，回数，人数は妥当か精査します。
- 5 マイレージ・ポイント等の取得等による個人の特典は認められません。
- 6 回数券，プリペイドカードを購入する場合，受払簿等で管理し使用枚数のみ計上します。

【事業費（会議費）】

- 1 研修会等に参加するための参加費が必要な場合は、会議費に計上することができます。
- 2 会議等の出席者数及び回数と整合性がとれているか確認します。

【事業費（通信運搬費）】

- 1 会議開催等に必要な開催通知の発送、報告書等の宅配等の経費を計上します。
- 2 通信運搬物の内容、数量、単価、回数は妥当か確認します。
- 3 切手を購入する場合、必要最小限の枚数とし受払簿等で適切に管理し、使用枚数のみ計上します。

【事業費（印刷製本費）】

見積書等にて内訳及び金額の妥当性（数量、単価等）を確認します。計画書とともに見積書等の提出が必要です。

【事業費（借損料）】

- 1 委託業務の実施のために真に必要なものであるかを確認します。
- 2 会議開催等に伴い発生する場合には事業計画書の会議等の時間及び回数と整合性がとれているかを確認します。
- 3 リース形式の形態でありながら事実上、備品を購入等していないかを確認します。

【事業費（消耗品費）】

- 1 消耗品費への計上は消耗品のみとし、備品等（取得価格が10万円以上かつ耐用年数が1年以上のもの）が計上されていないか確認します。
- 2 備品基準額未満の消耗品であっても、当該委託業務に必要な不可欠か確認します。
- 3 計上するものについては、品名（単価、数量）を記載することとしますが、具体的内容毎に用途の判断できる包括的名称を用い簡略化して記しても差し支えありません。
- 4 ポイントの取得等による特典は認められません。
- 5 検定教科書の配付に伴い、小学校で平成30年度、中学校で平成平成31年度以降に主として使用する教材の購入は、認められません。

【事業費（雑役務費）】

- 1 委託事業の目的を達成するために付随して必要となる軽微な請負業務等を計上します。
- 2 見積書等にて内訳及び金額の妥当性（数量、単価等）を確認します。計画書とともに見積書等の提出が必要です。

平成 30 年度「道徳教育改善・充実」総合対策事業委託要項

広島県教育委員会

1 趣旨

「道徳教育改善・充実」総合対策事業実施要項に基づく「道徳教育改善・充実」総合対策事業の実施に当たり、小学校・中学校・義務教育学校の推進校及び中学校区・義務教育学校を単位とした小・中学校推進地域における事業の委託に関して必要な事項を定める。

2 委託内容

「道徳教育改善・充実」総合対策事業実施要項中の 2「事業内容」のとおりとする。

3 事業の委託等

(1) 委託先

市町又は市町教育委員会（以下「市町教育委員会等」という。）とする。

(2) 委託期間

委託期間は、委託契約の日から同日を含む年度の 2 月 25 日（週休日の場合は翌課業日）までとする。

(3) 委託に係る手続

ア 本事業の委託を希望する市町教育委員会等は、別紙様式 1・2 により「道徳教育改善・充実」総合対策事業実施計画書（以下「実施計画書」という。）を作成し、別に定める日までに県教育委員会に提出する。

イ 県教育委員会は、前記アにより提出された実施計画書を審査の上、その内容が適切であると認めた場合は、推進校及び推進地域を指定し、市町教育委員会等に事業を委託する。また、必要に応じて当該計画書等の見直しを求めることができる。

(4) 委託に要する経費の取扱い

ア 県教育委員会は、本事業の実施に必要な経費を予算の範囲内で、市町教育委員会等に委託費として支出する。

イ 委託経費の支出に当たっては、人件費、事業費（諸謝金、旅費、会議費、借損料、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、雑役務費）の支出区分に従い実施するものとする。

前記のほか、委託経費の取扱いについては、別紙「経費計上の留意事項等」による。

ウ 市町教育委員会等は、次に掲げる事項が生じた場合には、速やかに県教育委員会に連絡し、その指示に従い計画変更の申請等必要な措置を講じなければならない。

(ア) 委託を受けた市町教育委員会等の代表者の変更

(イ) 事業の変更

(ウ) 本事業の所要経費の支出区分間において流用する場合（ただし、所要経費の支出区分間において増減する額が委託費の総額の 20% を超えない場合を除く。）

(エ) 本事業の継続が不可能又は困難となった場合

エ 市町教育委員会等は、10 月末現在の経費処理状況について、別紙様式 3 により経

費中間処理状況を作成し、支出を証する写を添付の上 11 月 13 日（週休日の場合は翌課業日）までに県教育委員会に提出する。

オ 委託費の収入及び支出に当たっては、他の経費と区分して帳簿を備え、収入・支出に係る関係証拠書類を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業完了日に属する年度の終了後 5 年間保存する。

(5) 委託事業の終了後の手続

ア 市町教育委員会等は、委託事業の終了後、別紙様式 4・5 により「完了報告書」を、別紙様式 6 により「完了決算書」を作成し、支出を証する書類の写を添付して、事業年度の 2 月 25 日（週休日の場合は翌課業日）までに県教育委員会に提出する。

イ 市町教育委員会等は、事業開始時及び終了時に研究課題に応じたアンケート調査（既に実施している学校評価等と関連付けることや、「全国学力・学習状況調査」及び「広島県基礎・基本定着状況調査」の質問紙調査における項目、暴力行為や不登校に関する生徒指導上の諸問題の実態等の集計を参考にすること等も考えられる。）を実施し、その活用等を含む、事業を通じた成果や課題についてとりまとめた成果報告書を作成し、前記アによる期限までに県教育委員会に提出する。

ウ 県教育委員会は、完了報告書等のほか、必要に応じて推進地域の取組及び経費処理状況について確認するための資料を求めることができる。

エ 報告書等の記載内容及び添付資料は、県教育委員会、文部科学省においてホームページ等により公表することを予定している。

(6) 委託料の支払等

ア 県教育委員会は、前記（5）により提出された完了報告書等に基づき、事業の実施状況の審査を行うとともに、必要に応じて実地検査を行い、その内容が適切であると認めた場合は、委託料の額を確定し、市町教育委員会等に対して通知するものとする。

イ 県教育委員会は、前記アにかかわらず、市町教育委員会等の請求により、必要があると認める場合は、委託契約額の全部又は一部について、別に定めるところにより概算払をすることができる。

ウ 前記アの確定額は、事業に要した実支出額又は委託金額のいずれか低い額とする。

エ 市町教育委員会等は、前記アの通知があったときは、速やかに別紙様式 7 により委託料請求書を作成し、県教育委員会に提出するものとし、県教育委員会は、その提出を受けた日から起算して 30 日以内に委託料を市町教育委員会等に支払う。

4 その他

県教育委員会は、委託事業の円滑な実施のため、市町教育委員会等に対し指導助言を行うとともに、必要に応じて、この事業の実施状況及び経費処理状況について実態調査を行うことができるものとし、委託の趣旨にそぐわない状況が見られた場合には、必要な措置を講じるものとする。

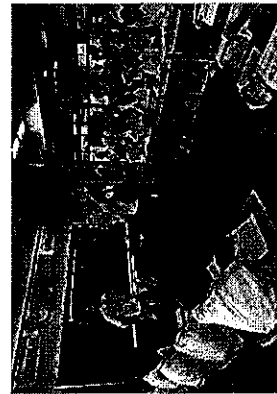
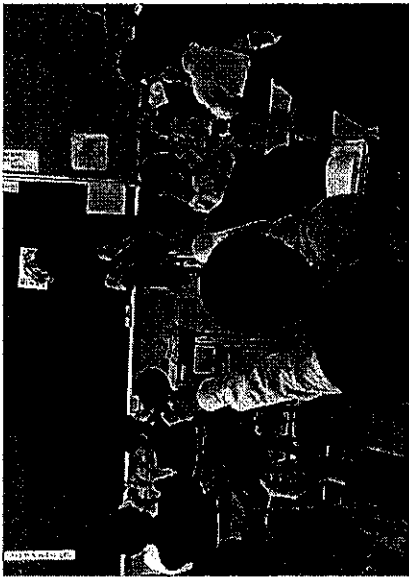
附則

この要項は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

道徳教育改善・充実のための

道徳教育 研修ハンドブック

～カリキュラムマネジメントを取り入れた校内研修を目指して～

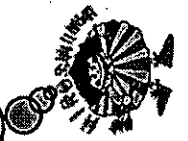


平成29年3月

広島県教育委員会



道徳教育を進めるために



1 道徳教育の基礎・基本

- (1) 学校段階に応じた道徳教育
 - ア 道徳教育のねらい
 - イ 道徳教育の進め方
- (2) 道徳教育の要としての道徳科
 - ア 道徳科の目標
 - イ 道徳科の特質
 - ウ 道徳科の学習
- (3) 道徳教育と道徳科の関係
- (4) 道徳性
- (5) 道徳教育の内容
 - ア 四つの視点
 - イ 指導内容の重点化
- (6) 質の高い多様な指導方法
 - ア 多面的・多角的に考える
 - イ 多様な指導方法
 - ウ 道徳科における「主体的な学び」
- (7) 道徳科における評価
 - ア 道徳科の評価に当たって
 - イ 道徳科の評価の方向性

P lan 実態把握・計画立案のため

- 2 道徳の指導計画作成
 - (1) 校長の方針を明確に示そう！
 - (2) 道徳教育推進教師を中心とした協力体制を整備しよう！
 - ア 協力体制の充実
 - イ 道徳教育推進教師の役割
 - (3) 道徳教育の全体計画を作成しよう！
 - (4) 道徳科の年間指導計画を作成しよう！

D o 授業実践のために

- 3 道徳教育に関する校内研修
 - (1) 校内研修の進め方
 - ア 研修日・時間の設定
 - イ 校内研修を進める方法
 - (2) 研修内容例
 - ア 年度当初
 - イ 年度途中
 - ウ 年度途中・年度末

C heck 検証・評価のために

- 4 道徳科の校内研修
 - (1) 事前研究をしよう！
 - ア 教材分析
 - イ 学習指導案の作成
 - ウ 学習指導案の検討
 - エ 模擬授業
 - (2) 授業研究をしよう！
 - ア ビデオ記録の活用
 - イ 授業記録用紙の活用
 - (3) 事後研究をしよう！
 - ア 研究協議会
 - イ ワークショップ型の研究協議
 - ウ 授業評価

A ction 改善のために

- 5 道徳教育改善・充実のための情報発信
 - ア 研究協議会
 - イ ワークショップ型の研究協議
 - ウ 授業評価

次年度へ向けで…

P lan 実態把握・計画立案のため

本文中には、「道徳科」と「道徳の時間」の両方の記載がありますが、平成30年（中学校は平成31年）4月1日からは、「道徳の時間」は「道徳科」と読み替えてください。